

第1部 平成20年度における委員会活動の状況

第1章 委員・特別委員の任命状況

1 委員の任命

電気通信事業紛争処理委員会は、電気通信事業及び電波の利用に関して優れた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、総務大臣が任命する委員5名をもって組織される（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第145条及び第147条）。

平成19年11月30日に総務大臣より法律、経済・会計、通信工学を専門分野とする以下の5名の委員が任命されており、平成20年度中に異動はなかった。

【委員】

氏 名	職 業	任 命 日
たつ おか すけ あき 龍 岡 資 晃 (委 員 長)	学習院大学専門職大学院 法務研究科（法科大学院） 教授 (元福岡高等裁判所長官)	平成19年11月30日再任 (第1期：平成19年6月20日 ～平成19年11月29日)
さか にわ こう いち 坂 庭 好 一 (委員長代理)	東京工業大学大学院理工 学研究科教授	平成19年11月30日新任
お ばた ひろし 尾 畑 裕	一橋大学大学院商学研究 科教授	平成19年11月30日新任
とみ さわ この み 富 沢 木 実	法政大学大学院政策科学 研究科客員教授	平成19年11月30日再任 (第1期：平成13年11月30日 ～平成16年11月29日) (第2期：平成16年11月30日 ～平成19年11月29日)
ふち がみ れい こ 瀧 上 玲 子	弁護士	平成19年11月30日新任

2 特別委員の任命

委員会には、委員の他に、専門的な案件や多数の事案が発生した場合等に備え、総務大臣が任命する特別委員を置き、あっせん・仲裁の手續に参与させることになっている（電気通信事業紛争処理委員会令（平成13年政令第362号）第1条）。

平成19年11月30日に総務大臣より法律、経済・会計、通信工学を専門分野とする、以下の8名の特別委員が任命されており、平成20年度中に異動はなかった。

【特別委員】

氏 名	職 業	任 命 日
お の たけ み 小 野 武 美	東京経済大学経営学部教授	平成19年11月30日新任
しら い ひろし 白 井 宏	中央大学理工学部教授	平成19年11月30日新任
せ ざき かおる 瀬 崎 薫	東京大学空間情報科学研究センター准教授	平成19年11月30日再任 (第1期：平成13年11月30日 ～平成15年11月29日) (第2期：平成15年11月30日 ～平成17年11月29日) (第3期：平成17年11月30日 ～平成19年11月29日)
てら ざわ ゆき ひろ 寺 澤 幸 裕	弁護士	平成19年11月30日新任
は せ べ ゆき こ 長谷部 由起子	学習院大学専門職大学院 法務研究科（法科大学院） 教授	平成19年11月30日再任 (第1期：平成13年11月30日 ～平成15年11月29日) (第2期：平成15年11月30日 ～平成17年11月29日) (第3期：平成17年11月30日 ～平成19年11月29日)
ひ ぐち かず お 樋 口 一 夫	弁護士	平成19年11月30日再任 (第1期：平成17年11月30日 ～平成19年11月29日)

もり 森	ゆみこ 由美子	関東学園大学経済学部教授	平成19年11月30日新任
わかばやし 若林	ありさ 亜理砂	駒澤大学大学院法曹養成研究科教授	平成19年11月30日新任

なお、委員会発足以来、これまでに退任した委員及び特別委員は、【資料1】のとおりである。

第2章 委員会の開催状況

平成20年度、次のとおり7回の委員会を開催した。

【委員会の開催状況（平成20年度）】

会合	日付	議事等	開催模様
第89回	平成20年 4月25日	1 平成19年度年次報告（案）の審議 2 次世代ネットワークに係る接続ルール等について（総合通信基盤局からの説明） 3 携帯電話プラットフォームの研究（京都大学大学院経済学研究科 依田高典教授からの説明） 4 その他	 【議題3】 依田高典教授の説明模様
第90回	平成20年 6月17日	1 電波政策の動向について（総合通信基盤局からの説明） 2 無線局の開設等に係るあっせん・仲裁制度に関する周知について 3 その他 4 「電気通信事業者」相談窓口に寄せられた最近の主な相談事例	 【議題1】 富永電波政策課長の説明模様
第91回	平成20年 7月29日	施設視察 ソフトバンクテレコム(株) ソフトバンクモバイル(株) （ブロードバンド等固定通信設備、携帯電話設備）	 委員会の模様

第Ⅰ部 平成20年度における委員会活動の状況

第 92 回	平成 20 年 10 月 31 日	1 鳩山総務大臣挨拶 2 電気通信事業分野における競争状況の評価 2007 の概要等（総合通信基盤局からの説明） 3 市場支配的事業者に対する競争法による規制 プライススクイズの事例を手がかりにして（若林特別委員からの説明） 4 電気通信事業紛争処理マニュアルの改訂について 5 その他	 【議題 2】 若林特別委員 の説明模様
第 93 回	平成 20 年 11 月 28 日	1 最近の事業展開及び事業者間協議の状況等について (1) イー・アクセス(株)及びイー・モバイル(株) (2) 日本通信(株) (3) UQコミュニケーションズ(株) 2 その他	 委員会の模様
第 94 回	平成 21 年 1 月 26 日	1 ブロードバンド政策の最近の動向（総合通信基盤局からの説明） 2 その他 3 最近の活動概要及び事業者間協議の状況等について (1) (社)テレコムサービス協会 (2) (社)日本インターネットプロバイダー協会 4 「電気通信事業者」相談窓口に寄せられた最近の主な相談事例	 委員会の模様

第95回	平成21年 3月25日	1 アンバンドル問題：再考 （應義塾大学経済学部 田 中辰雄慶准教授からの説明） 2 裁判外紛争解決手続の規律 （長谷部特別委員からの説明） 3 平成20年度年次報告 （案）の審議 4 その他	
------	----------------	---	--

なお、第1回からこれまでの委員会の開催状況は、【資料2】のとおりである。

第3章 委員会の所掌事務の拡大等

平成20年4月1日に、委員会は無線局の開設等に係るあっせん・仲裁制度の運用を開始した。また、無線局の免許人等と運用者との間の紛争が電気通信事業法に基づくあっせん・仲裁制度の対象に追加されるとともに、総務大臣による業務改善命令発動に際し、委員会に諮問される事例が拡大された。

平成20年10月1日には、フェムトセル基地局の運用に係る紛争についても電気通信事業法に基づくあっせん・仲裁制度の対象となった。

1 無線局の開設等に係るあっせん・仲裁制度の開始

放送法等の一部を改正する法律（平成19年法律第136号）により電波法（昭和25年法律第131号）が改正され、周波数のひっ迫による無線局の開設希望者等と既存無線局の免許人等との間の調整が長期化する事例があることを踏まえ、両者間で行う混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約の締結の協議に関し生じた紛争について、委員会によるあっせん及び仲裁制度が設けられた（同法第27条の35及び第27条の36）。

【従来の制度】 新設基地局Aの発射電波が、既存基地局Bの通信を妨害 →Aの開設は不可、又は、A・B間で長期間かけて調整。 【新制度】 電気通信事業紛争処理委員会のあっせん・仲裁により、Aからの妨害がないよう、Bを改造。 →Aの開設が可能。A、Bともに、電波の利用が可能。	
---	--

2 無線局の免許人等と運用者との間の紛争をあっせん・仲裁の対象に追加

また、同じく電波法の改正により、登録制対象の無線局（PHS用小型基地局等）等について、一定の要件の下で、免許人又は登録人（以下「免許人等」という。）以外の者が設備の貸与等を受けて無線局を運用できる制度が創設された（同法第70条の7及び第70条の9）。

これに併せて、免許人等と実際の運用者との間の無線局の運用に係る契約に関する紛争（双方が電気通信事業者の場合）についても、電気通信事業法に基づくあっせん及び仲裁の対象に新たに加えられた（電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）第54条の2第4号）。

3 総務大臣から諮問される事例の拡大

放送法等の一部を改正する法律では、電気通信事業法も改正され、総務大臣が「電気通信事業者の事業の運営が適正かつ合理的でないため」、電気通信役務が安定的かつ継続的に提供されなくなるなど「電気通信の健全な発達又は国民の利便の確保に支障が生ずるおそれがあるとき」に該当すると認める場合には、利用者の利益が現に阻害されていなくても業務改善命令を発動できるようになった（電気通信事業法第29条第1項第12号）。

この業務改善命令を発動するに当たっては、当委員会への諮問が必要とされており（同法第160条）、本改正に伴い、総務大臣から諮問される事例が拡大された。

4 フェムトセル基地局の運用に係る紛争をあっせん・仲裁の対象に追加

高層ビル、マンション、住宅内や地下街等、免許人の立入りが困難な場所での携帯電話の不感エリア解消が課題となっていることを受け、電波法の一部を改正する法律（平成20年法律第50号）により、電気通信業務を行うことを目的として開設する無線局（フェムトセル基地局等）について、一定の要件の下で、免許人以外の者（ビル管理者、再販事業者、利用者等）が当該無線局の簡易な操作による運用を行える制度が創設された（電波法第70条の8）。

これに伴い、フェムトセル基地局等の免許人と実際の運用者との間の無線局の運用に係る契約に関する紛争（双方が電気通信事業者の場合）についても、電気通信事業法に基づくあっせん及び仲裁の対象となった（電気通信事業法施行規則第54条の2第4号）。

第4章 委員会の機能強化に向けた取組

委員会が紛争を処理する電気通信分野は、光ファイバの利用拡大、無線ブロードバンドの進展、NGNの商用化など、急速に変化し続けており、委員会が適切に紛争処理機能を果たすためには、電気通信分野の変化の状況を的確に把握しておく必要がある。

また、委員会が発足して7年が経過し、委員会の存在はかなり認知されるようになっているが、まだ、委員会を知らない事業者や、存在を知っていても最近の活動状況や具体的な手続等は十分理解していない事業者もいると考えられる。

このような問題意識から、平成20年度において、委員会が今後十分に機能を発揮できるよう、紛争処理に関する情報収集、委員会の認知度・利便性向上に向けた取組を行った。

1 紛争処理に関する情報収集

(1) 委員会における有識者及び政策担当者からのヒアリング

ア 平成20年4月25日 第89回委員会

(ア) 総合通信基盤局から「次世代ネットワークに係る接続ルール等」について説明を受け、意見交換を行った。

【説明の概要】

- ① **NTT東西の次世代ネットワーク（NGN）に係る接続ルールについて**
 - ・ NGN及びひかり電話網を、第一種指定電気通信設備に指定
 - ・ フレッツサービス、ひかり電話など既存サービスを提供するための機能はアンバンドル
 - ・ NGNのフレッツサービス等の接続料について、接続会計のデータを用いて算定可能となるのは、2010年度接続料からであるため、少なくとも2009年度接続料までは、将来原価方式で算定。ただし、2008年度接続料等については、既存サービスと同様のサービスの接続料をそのまま適用するなどの暫定措置を認める。
 - ・ 2008年度以降の加入光ファイバ接続料について、NTTは他事業者分の需要予測の見直しを行い、接続料の低廉化を図る。また、競争事業者はOSU共用に積極的に取り組む。
- ② **「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」の改定について**
 - ・ 日本通信とNTTドコモとの紛争事案に係る裁定を反映
 - ・ MNOにおけるMVNO向けの一元的な窓口の設置・公表、MNOがMVNOから聴取できる事業計画の基準を明記 など

(イ) 京都大学大学院経済学研究科依田高典教授から「携帯電話プラット

フォームの研究等」について説明を受け、意見交換を行った。

【説明の概要】

① 携帯電話市場とプラットフォーム機能

- ・携帯電話のプラットフォームに起因するポータビリティが加入者の選択行動に与える影響を計量的に把握
- ・携帯利用者は、メールアドレス・音楽コンテンツ・ゲーム・アプリケーション、携帯端末などのポータビリティに対して、合計すれば2,000円を超えるWTP（willingness to pay, 支払意志額）をもつ。
また、音楽配信サービスのプラットフォームのWTPは、1曲当たり100～200円である。
- ・消費者には、プラットフォームのオープン化によって実現する多様で低廉なサービスへの選好と、ネットワーク・プラットフォーム・サービスの統合によって実現するセキュリティと簡便さへの選好というトレードオフが存在している（プラットフォームのジレンマ）。
- ・プラットフォームのジレンマを克服するために、一方でプラットフォームの多様な組合せが可能であり、他方でバンドル・サービスが提供可能でもある柔軟なビジネスモデルが実現できる環境が必要。

② ブロードバンド、マイグレーション、そしてロックイン

- ・ADSLから光へというマイグレーションに伴い、NTTのドミナンス性が高まっている。また、隣接する市場支配力の波及効果として、NTTドコモ3G利用者のNTTの東西のFTTH利用度が高い。
- ・デジタル・ディバイドに関する二つの通説（「光IP網の敷設は費用が高く、地方まで敷設できない」、「高齢者の多い地方では高速インターネット需要は小さいので、FTTHは必要ない」）は誤り。

イ 平成20年6月17日 第90回委員会

総合通信基盤局から「電波政策の動向」について説明を受け、意見交換を行った。

【説明の概要】

① 電波利用システムの高度化への取組

- ・3.9世代携帯電話は、2010年頃の商用化に向けた取組が活発化。LTEを採用予定の事業者が多い。総務省では、2008年内を目途に技術的条件を策定。
- ・第4世代携帯電話は、2011年頃を目指してITUで標準化作業が進められている。

② 電波利用システムの導入の推進

- ・広帯域移動無線アクセスシステムの免許は、全国バンドとして全国単位で電気通信事業者2社に30MHzずつ周波数を割当て、地域バンドとして原則市町村単位でCATV事業者などに10MHzずつ周波数を割り当てる。全国バンドの事業者には、MVNOによる無線設備の利用促進のための計画の策定を義務付け。

③ その他、周波数の再編、電波法制の見直し、「ユビキタス特区」の創設等

ウ 平成20年10月31日 第92回委員会

(7) 総合通信基盤局から「電気通信事業分野における競争状況の評価2

007の概要等」について説明を受け、意見交換を行った。

【説明の概要】

① 定点的評価の評価結果

- ・通信市場はいずれの市場も高度に寡占的。特に、固定電話（加入）、F T T H、専用サービスの市場集中度が高い。これらの市場では、N T Tグループのシェアがいずれも6割を超えており、N T Tグループの存在感が圧倒的。

なお、N T Tグループのシェアは、固定電話（加入）、中継電話、携帯電話・P H S及びA D S Lを除く全ての市場で上昇傾向。

- ・固定電話（加入）、中継電話、携帯・P H S、A D S L、F T T H及び専用サービスの各市場において、N T T系の事業者に単独の市場支配力が存在するが、規制の存在等により、市場支配力の行使が概ね抑止されている。

② 戦略的評価の評価結果

- ・プラットフォーム機能が競争に及ぼす影響を評価した結果、ポータブルなメールアドレスやコンテンツのポータビリティ、契約のポータビリティ等の実現により事業者間の乗換えコストを低下させることが可能と認められた。
- ・事業者間取引が競争に及ぼす影響を評価した結果、N T T東西のシェアが、卸ブロードバンドサービス市場及び卸A D S Lサービス市場の卸売シェアを除く全ての画定した市場・部分市場において50%を上回る高い水準にあると認められた。

③ M V N O及びモバイルW i M A Xに関する状況

(1) 若林特別委員から「市場支配的事業者に対する競争法による規制」について説明を受け、意見交換を行った。

【説明の概要】

- ・現在、各国で競争法による「排除行為」の規制について議論されている。「排除行為」は全てが問題なのではなく、良質廉価な商品・サービスの提供による競争者の排除は競争法の目的とむしろ合致し禁止されない。独禁法で禁止される排除は、人為的な行為による排除、効率性に基づかない排除である。
- ・プライススキーズを例にとり、市場支配的事業者の行う排除行為に対する競争法による規制について、日・米・E Uの状況を説明。
- ・プライススキーズとは、垂直に統合した事業者が川上市場と川下市場における商品・サービスの価格料金を、川下市場における事業者がその垂直統合事業者自身と競争できないような幅に設定すること。
- ・我が国では、平成19年に公正取引委員会がN T T東日本のF T T Hサービスに対して行った審決は、プライススキーズにより規制した事例であるとも言われる。E U及び米国でも、プライススキーズを認めた判決があるが、上訴され継続審理中（報告時）。
- ・プライススキーズについて、規制自体行うべきなのか、また、どのような基準によって規制すべきなのかについて、各国ははっきりした結論が出ていない。米国ではプライススキーズによる規制に慎重であるべきとする研究者もあり、研究者の意見も分かれている。

エ 平成21年1月26日 第94回委員会

総合通信基盤局から「ブロードバンド政策の最近の動向」について説明を受け、意見交換を行った。

【説明の概要】

① ブロードバンド化の進展状況

- ・平成20年6月末に光ファイバの加入契約数がDSLの加入契約数を上回った。
- ・携帯電話が1億1千万契約程度まで増えている。

② 「新競争促進プログラム2010」に基づく政策検討

- ・通信プラットフォーム研究会、インターネット政策懇談会、電気通信サービス利用者懇談会において検討。

③ 電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について

- ・モバイル市場の公正競争環境の整備等の接続ルールの在り方について、2月下旬に情報通信審議会に諮問する予定。

オ 平成21年3月25日 第95回委員会

(7) 慶應義塾大学経済学部田中辰雄准教授から「アンバンドル問題：再考」について説明を受け、意見交換を行った。

【説明の概要】

(ご説明内容に即して、記述予定)

(1) 長谷部特別委員から「裁判外紛争解決手続の規律」について説明を受け、意見交換を行った。

【説明の概要】

(ご説明内容に即して、記述予定)

(2) 委員会における電気通信事業者及び事業者団体からのヒアリング

平成20年度は電気通信事業者及び事業者団体から、直接ヒアリングを行い、事業者間協議等の具体的な状況の把握に努めた。

ア 平成20年11月28日 第93回委員会

イー・アクセス株式会社、イー・モバイル株式会社、日本通信株式会社及びUQコミュニケーションズ株式会社から最近の事業展開及び事業者間協議の状況等について説明を受け、その後意見交換を行った。

イ 平成21年1月26日 第94回委員会

社団法人テレコムサービス協会及び社団法人日本インターネットプロバイダー協会から最近の活動概要及び事業者間協議の状況等について説明を受け、その後意見交換を行った。

(3) 委員会における施設視察等

平成20年7月29日 第91回委員会

ソフトバンクテレコム株式会社及びソフトバンクモバイル株式会社の東京第一ネットワークセンターの施設視察を行うとともに、両社より通信サービス、無線局開設時の干渉防止の調整状況の概要説明を受けた。

(4) 基礎資料の整備

今後の紛争処理に役立つ基礎資料として「電気通信の現状」【資料3】、「電気通信紛争処理用語集」【資料4】を改定し、委員会ウェブサイトにおいて公開した。

また、諸外国の紛争処理に関し、平成17年4月に作成した「諸外国の紛争処理制度の比較」以降の状況の変化や主な紛争処理事例について、インターネット上に公表されている資料に基づき調査し、「諸外国（EU、英、仏、米、韓）における電気通信事業者間の紛争処理の状況～紛争処理制度及び主な事例～」を作成し、委員会ウェブサイトに掲載した。

2 委員会の認知度・利便性向上に向けた取組

(1) 無線局紛争処理マニュアル、パンフレットの作成及び配付

平成20年4月1日に開始した、委員会による無線局の開設等に係る新たなあっせん・仲裁制度の周知等のため、「無線局紛争処理マニュアル」及びパンフレット【資料5】を作成し、関係事業者等に配付するとともに、委員会ウェブサイトに掲載した。

(2) 電気通信事業紛争処理マニュアルの改訂

従前のマニュアルに最近の諮問事案の追加や関係資料の現行化等を行うため、平成20年11月に「電気通信事業紛争処理マニュアル―紛争処理の制度と実務―【第8版】」を作成し、電気通信事業者等に配付するとともに委員会ウェブサイトにおいて公開した。今回の改訂においては、利便性の向上のため、経緯や結果も含めた事例の一覧化、「『電気通信事業者』

相談窓口に寄せられた相談等」や用語解説の追加なども行った。



無線局紛争処理マニュアル



電気通信事業紛争処理
マニュアル（第8版）

(3) 委員会パンフレットの作成及び配付

従前の委員会パンフレットに無線局の開設等に係る新たなあっせん制度などの内容を追加した広報用パンフレットを作成し、電気通信事業者、総合通信局等に配付した【資料6】。

(4) 委員会ウェブサイトの刷新・改善等

平成20年4月1日に委員会ウェブサイトを全面的に刷新したが、その後も、内容に即して紛争処理事例を探しやすくするため、内容別一覧【資料7】を追加したほか、アクセシビリティの向上（読み上げソフト対応、文字サイズの変更）、Q&Aや相談事例の追加などの改善を行った【資料8】。また、英文サイトの現行化、総務省メールマガジン及び専門誌による委員会の紹介を行った。

（追加したQ&Aの例）

Q あっせんや仲裁を行った後に相手との関係が悪化することを懸念しています。あっせんや仲裁を申請したことで、相手から接続を拒否されたり不当な扱いを受けることはありませんか。

A 合理的な理由がなく特定の事業者に限って接続、共用又は卸電気通信役務の提供の条件に差異を設けたり、接続等を拒否すると業務改善命令の対象となる可能性があります。合理的な理由なく接続を拒否された場合等には「電気通信事業者」相談窓口にご相談ください。

(5) 地方における業務説明会の実施

平成20年11月から平成21年2月までの間に、全国10箇所に事務局職員を派遣し、当委員会の活動の周知、過去の紛争処理事例の紹介及び事業者からの相談への対応を行った。説明会は、総合通信局と連携して実施し、全国合計で約380人が参加した。

【地方説明会の実施結果】

開催地	実施日	会場
札幌市	平成21年2月19日	北海道総合通信局会議室
仙台市	平成21年2月6日	東北総合通信局会議室
東京都	平成21年2月20日	メルパルク東京（港区）
長野市	平成21年2月17日	長野市生涯学習センター
金沢市	平成21年1月27日	石川県立生涯学習センター
名古屋市	平成20年11月5日	東海総合通信局会議室
大阪市	平成20年11月13日	大阪合同庁舎第一号館
広島市	平成21年2月20日	中国総合通信局会議室
松山市	平成20年12月16日	四国総合通信局会議室
熊本市	平成20年12月10日	熊本合同庁舎講堂



説明会の模様



事業者からの相談対応の模様

(6) 電気通信事業者等へのアンケートの実施

上記の地方における業務説明に併せ、説明会参加者を対象としたアンケートを実施した（有効回答224名（165社））。

アンケート結果では、「これまで電気通信事業紛争処理委員会のことを御存知でしたか。」との問いに「はい」と回答した人は約4割※に止まり、まだ委員会を知らない説明会参加者も多かったことから、地方説明会が委員会の周知に一定の効果があったことが分かった。また、委員会を知っていると答えた人に「どのような方法で知りましたか。」と尋ねたところ「事業者団体経由」と答えた人が最も多かった。

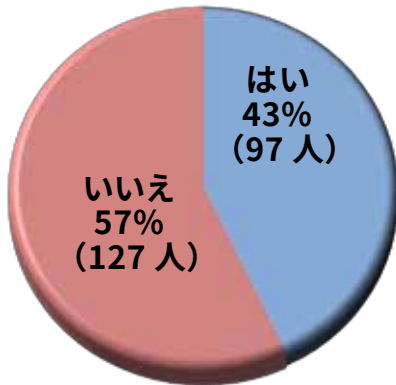
「御社と他の電気通信事業者又は無線局の免許人との間で現在、協議が難航していることはありますか。」との問いには「ある」と答えた事業者が7%（12社）おり、具体的な事案としては「接続に必要な装置の設置・工事・保守、土地・建物・電柱の利用、情報の提供」（58%（7社））が多かった。

また、協議難航中の案件を抱える12の事業者に「その事項について、委員会のあっせん又は仲裁の申請をするお考えはありますか。」と尋ねたところ、25%（3社）が「検討中」と回答があったが、75%（9社）は「いいえ」と回答。あっせん等を申請しない理由として「協議の相手方との関係の悪化を懸念している。」（56%（5社））を挙げる事業者が多かった。

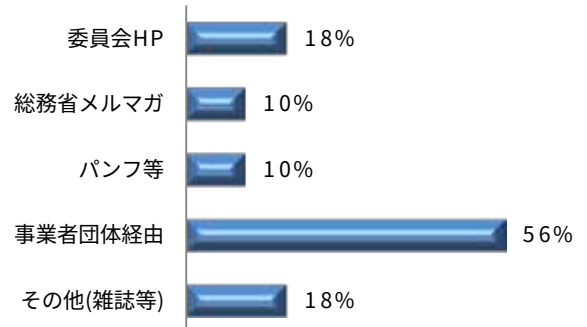
※ 昨年度各種事業者団体を通じて実施した「電気通信事業者へのアンケート」では、約7割の電気通信事業者が「委員会を知っている」と回答しているが、今回のアンケートでは対象者が説明会参加者であるため、説明会参加者の個人的な認知に依存する回答となっている。

電気通信事業紛争処理委員会に関するアンケート結果

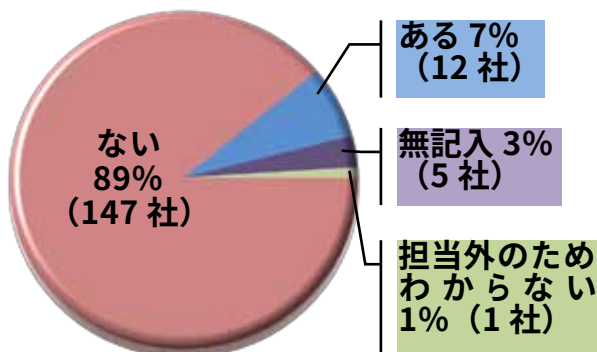
問1 委員会を知っていたか。



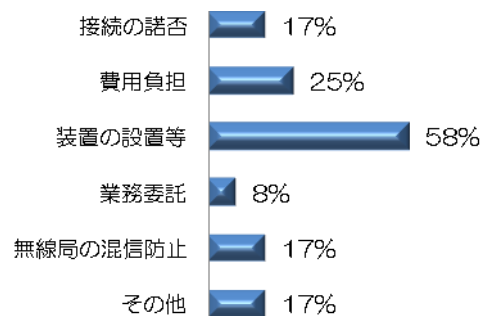
問2 問1で「はい」と回答した場合、どのような方法で知ったか。



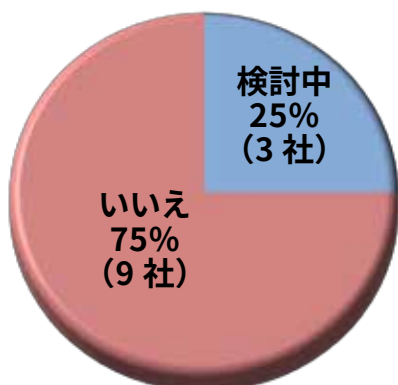
問3 協議難航中の事案はあるか。



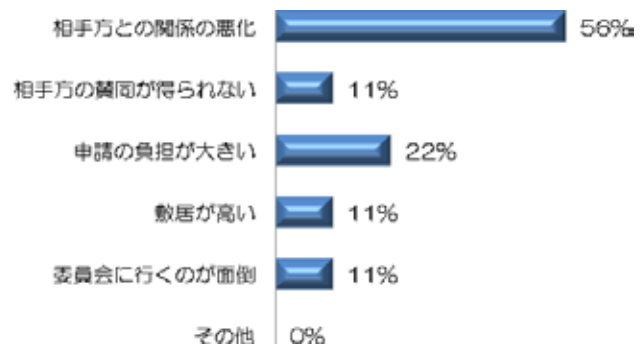
問4 問3で「ある」と回答した場合、どのような事案について協議が難航しているのか。(複数回答含む)



問5 問3で「ある」と回答した場合、あっせん等を行う考えはあるか。



問6 問5で「いいえ」と回答した場合、なぜあっせん等を行う考えがないのか。(複数回答含む)



第II部 委員会を取り巻く状況

第1章 電気通信事業及び電気通信政策の動向

委員会は、委員会を取り巻く環境の変化に適切に対応していかなければならない。ここでは、平成20年度における電気通信事業や電気通信政策の動向について、概観する。

1 電気通信事業の現況

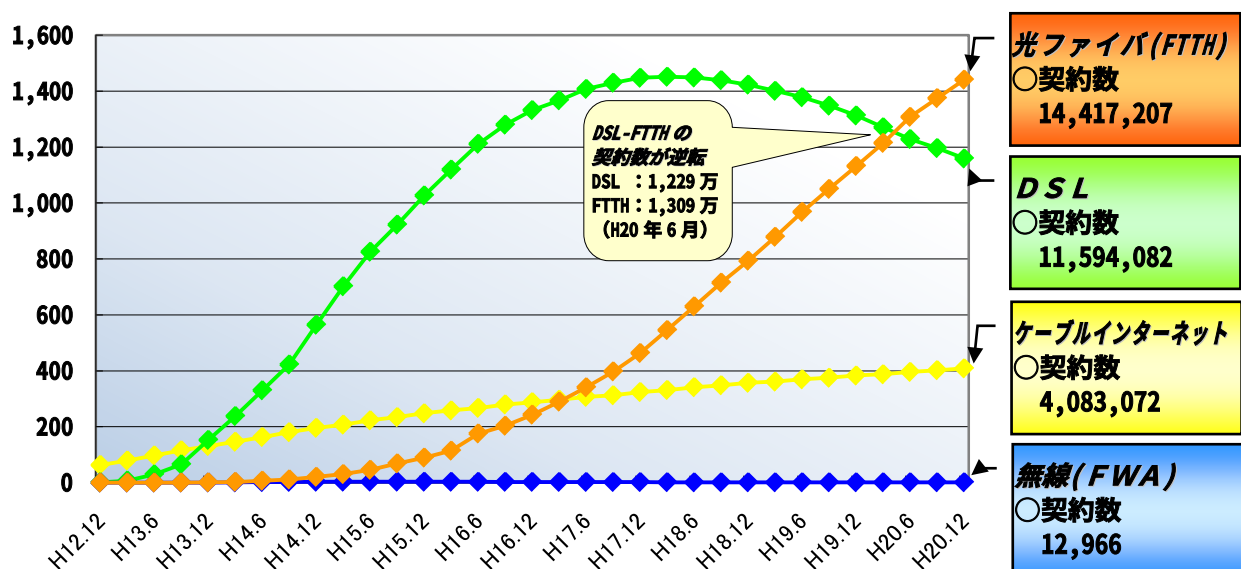
(1) 電気通信サービスや新規参入事業者の状況

平成20年度において、近年のブロードバンド化・IP化、モバイル化の傾向はさらに進展した。また、NGNサービスの開始、無線ブロードバンド事業者やMVNOの新規参入などがあった。

ア ブロードバンド化・IP化の進展

ブロードバンドサービス契約数（FTTHアクセスサービス、DSLアクセスサービス、CATVアクセスサービス及びFWAアクセスサービスの契約数の合計）は、平成20年12月末には3,000万を超え、対前年同期比で6.4%増加している。サービス別ではFTTHアクセスサービス契約数の増加が顕著であり、平成20年6月には、初めてDSLアクセスサービス契約数を上回った。ただし、増加率はやや減少傾向にある。

ブロードバンド契約数の推移（平成20年12月末現在、単位:万契約）



注：平成16年6月末分より電気通信事業報告規則の規定により報告を受けた加入者数を、それ以前は任意の事業者から報告を受けた加入者数を集計。

【出典：総務省作成資料より作成】

また、IP電話の利用数は、平成20年12月末には1,959万件に達し、対前年同期比で17%増加している。このうち、0AB～J-IP電話は対前年同期比で52%増加の1,033万件となり、050-IP電話利用数925万件を上まわっている。

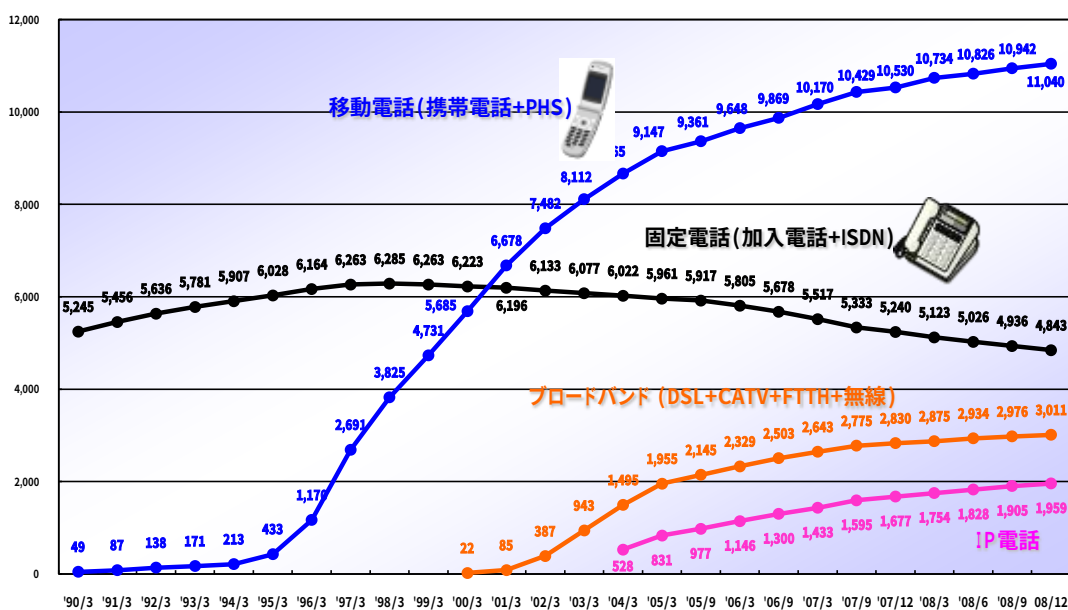
他方で、固定電話（加入電話及びISDN）の契約数は、平成20年12月末で4,843万であり、対前年同期比で8%減少している。

イ モバイル化の進展

固定電話の契約数が減少傾向にある一方、平成20年12月末には移動体通信（携帯電話及びPHS）の契約数は1億1,040万となり、固定電話の契約数の約2.3倍の規模となっている。

携帯電話においては、高速データ通信が可能な第3世代携帯電話（3G）の契約数が増加し、携帯電話契約数に占める3Gの割合は91%¹（平成20年12月末）となっている。また、携帯電話の定額制サービス²の契約数も増加が続いており、携帯電話契約数全体の31%（平成19年9月末）が利用するに至り、携帯電話利用の高度化が進んでいる。

各種サービス加入契約数の推移（平成20年12月末現在、単位：万契約）



注：平成16年6月末より電気通信事業報告規則の規定により報告を受けた加入者数を、それ以前は任意の事業者から報告を受けた加入者数を集計。

【出典：総務省作成資料より作成】

¹ (社)電気通信事業者協会のホームページに掲載されているデータから算出した。

² ここではブラウザフォン（「i-mode」、「EZweb」、「Yahoo!ケータイ」）を対象とするものに限っている。

ウ NGNサービスの開始

平成20年3月、東京・大阪等一部エリアでNTT東西のNGNサービスが開始された。新サービスとして、高品質のひかり電話、標準テレビ品質のテレビ電話、帯域確保されたコンテンツ配信向けサービス、県間イーサネットサービスが提供された。NTT東西では、平成22年度までに現行Bフレッツサービスエリア全域までNGNのエリアを拡大し、平成24年度を目途に既存IP網からNGNへのマイグレーションを完了させることを計画している。

エ 無線ブロードバンド事業者・MVNOの参入

(ア) 無線ブロードバンド事業者の参入

① モバイルWiMAX及び次世代PHS

2.5GHz帯を利用する新たな無線ブロードバンドサービスとして、UQコミュニケーションズ株式会社がモバイルWiMAXを用いて、平成21年2月から東京23区、横浜市及び川崎市においてサービスを開始し、同年7月には東名阪にエリアを拡大する予定である。

また、株式会社ウィルコムは、次世代PHSを用いて、平成21年4月にエリア限定サービスを、平成21年秋頃に本格サービスを開始する予定である。

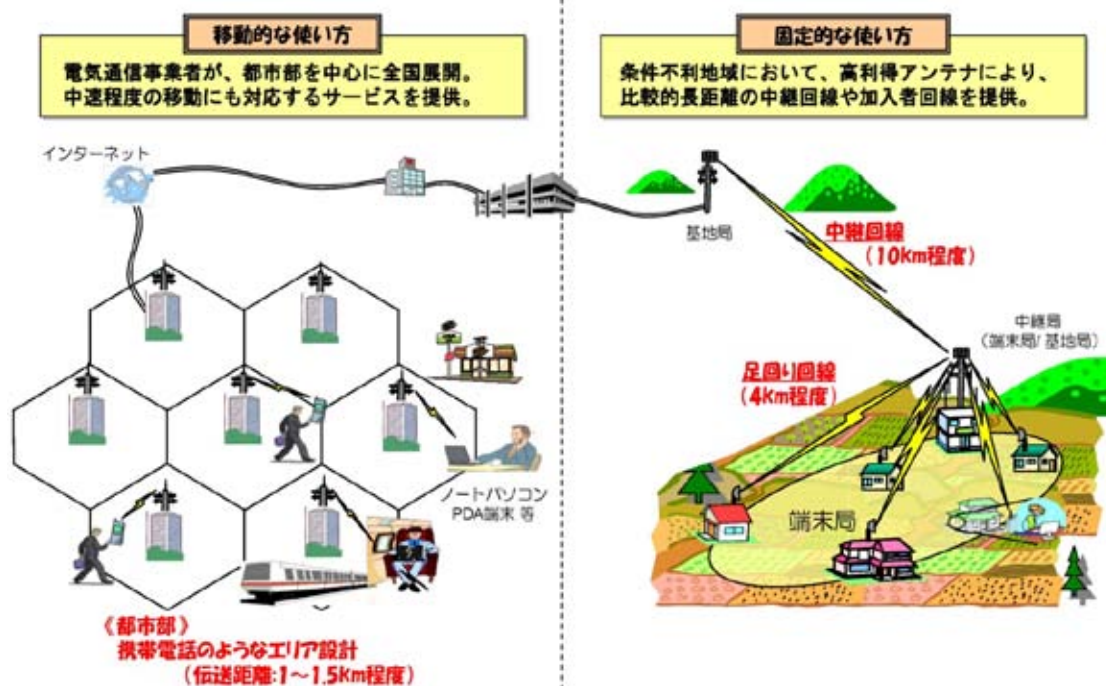
2.5GHz帯を利用する新たな無線ブロードバンドサービス

	モバイルWiMAX	次世代PHS
提供事業者	UQコミュニケーションズ	ウィルコム
開始時期	- 平成21年2月26日から東京23区、川崎、横浜市の一部で開始 - 平成24年度末までに人口カバー率9割超	- 平成21年4月から山手線の内側で開始 - 平成24年度末までに人口カバー率9割超
データ受信速度	最大毎秒40Mbps(将来的には同100Mbps)	最大毎秒20Mbps(最終目標は同100Mbps)
他社との連携・協力関係(平成21年2月27日現在)	ニフティなど17社と回線貸し出し契約を締結。他に60社余りと交渉中	- 約80社と回線貸し出し交渉 - パナソニックやシャープなど約60の企業・団体から研究会を設立

② 地域WiMAX

デジタルディバイドの解消や地域の公共サービスの向上等に寄与することが期待されている地域WiMAXについては、平成21年1月末現在で約40社（主にCATVインターネット事業者）が無線局免許（予備免許含む）を取得しており、平成21年春頃から順次商用サービスを開始する予定である。

広帯域移動無線（2.5GHz帯）アクセスシステムの事業イメージ（例）



【出典：第3回(08.10.23)モバイルビジネス活性化プラン評価会議資料】

(1) MVNOの参入

平成19年度後半以降、携帯事業者から回線の提供を受けてサービスを提供するMVNO事業への参入が相次いだ。MVNOのサービス形態としては、高速データ通信サービスが主だが、位置情報把握サービスや3G音声サービス等も提供されている。

また、モバイルWiMAXを利用したMVNOも現れ始めている。

MVNOの参入事例

MNO	MVNO	サービス概要(事業開始時期)
NTT ドコモ	象印マホービン	ポットに無線通信機を内蔵、その情報を携帯電話やPCから確認可能
	日本通信	3.5G 高速データ通信。150 時間分の通話料を含んだ価格でデータ通信端末を販売(08 年 8 月)
	ノキア (ヴァーチュ)	携帯電話サービス(09 年 5 月予定)
KDDI (au)	セコム	基地局情報+GPS 機能を活用して迷子やお年寄り、車両の位置情報を把握
	トヨタ	事故や急病時に車両の位置情報を発信等
	京セラコミュニケーションズ	専用カードによるデータ通信
ソフトバンク モバイル	ウォルトディズニー	ディズニーブランド、コンテンツを活用した携帯電話サービス(08 年 3 月)
イーモバイル	IJJ	法人向け 3.5G 高速データ通信(08 年 3 月)
	ケイ・オプティコム	3.5G 高速データ通信(08 年 9 月)
	ソフトバンクモバイル	3G データ通信(09 年 3 月予定)
ウィルコム	日本通信、ニフティ等	専用 PHS カード等によるデータ通信
	CSC	監視カメラや玩具、センサーに組み込んでデータ収集、遠隔操作
	ユビキタス、加藤電機	子供の位置情報把握
UQコミュニケーションズ	ニフティ	モバイル WiMAX 高速データ通信 (09 年 2 月 試験サービス開始)

【出典：第3回(08.10.23)モバイルビジネス活性化プラン評価会議資料をもとに作成】

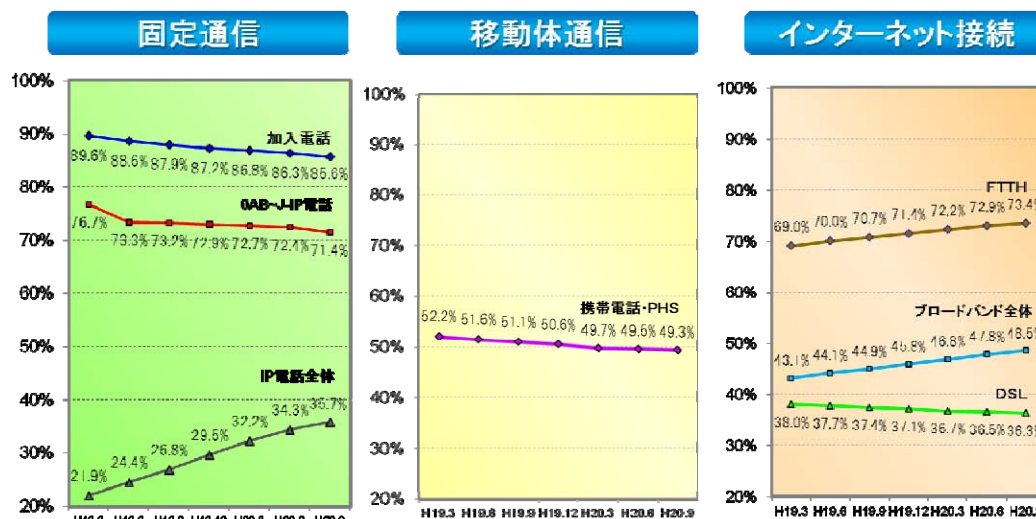
(2) 競争の状況

平成20年9月末におけるNTT東西及びNTTドコモグループの市場シェアをみると、加入電話の契約数（NTT加入電話、直収電話、OABJ-I P電話、CATV電話の合計）でNTT東西が85.6%、OABJ-I P電話の利用番号数でNTT東西が71.4%、FTTHの契約数でNTT東西が73.4%と、高いシェアを占めている。

また、携帯電話・PHSの契約数でNTTドコモグループが49.3%、ブロードバンド全体（FTTH、DSL、CATVインターネットの合計）でNTT東西が48.5%と、5割前後の市場シェアを占めている。

最近の傾向としては、FTTH及びI P電話全体で、NTT東西のシェアが着実に増加していることが注目される。

NTT東西及びNTTドコモグループの市場シェアの推移



注)・OA・PJ-IP電話及びIP電話全体は利用番号数、その他は契約数のシェア
・ブロードバンド全体とはDSL、FTTH、CATVインターネットをいう。

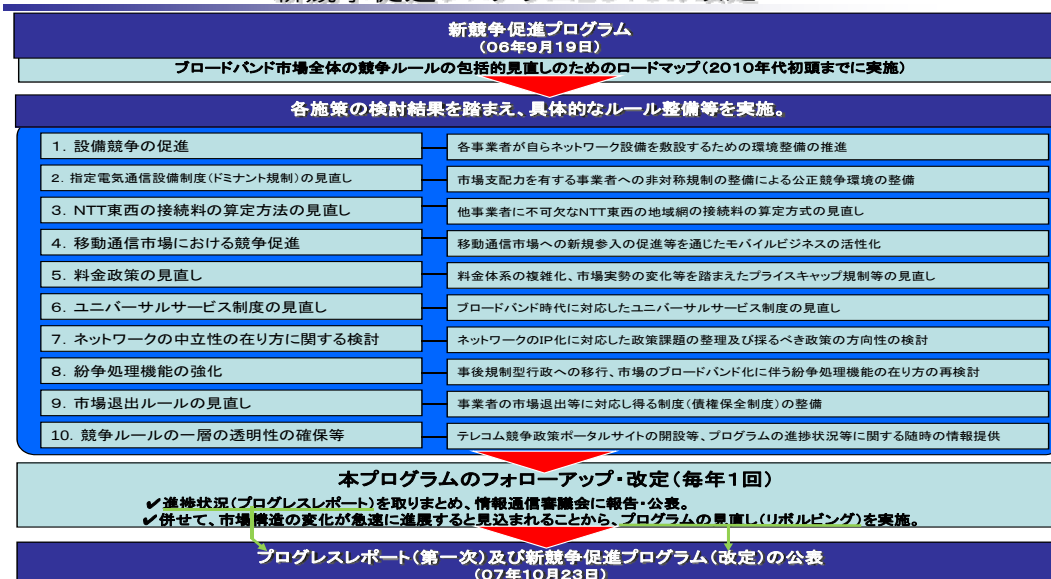
【出典：総務省作成資料より作成】

2 電気通信政策の動向

(1) 競争政策の全体像

電気通信事業の競争政策は、2010年代初頭までに実施する公正競争ルールの整備等のためのロードマップとして平成18年9月に策定された「新競争促進プログラム2010」に基づき展開されている（平成19年10月に改定）。

新競争促進プログラム2010の改定

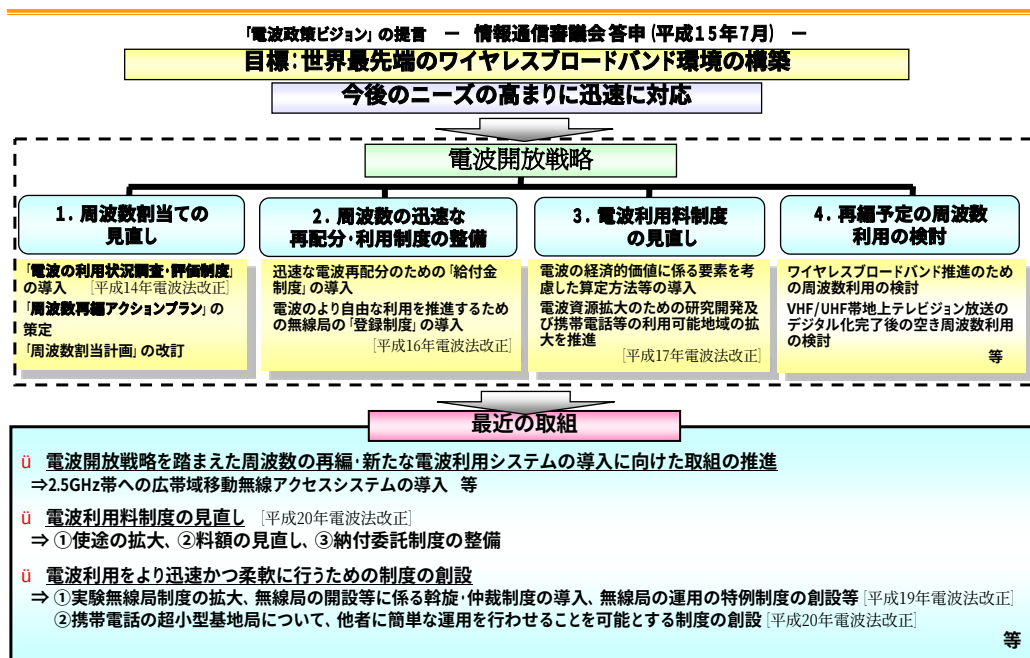


(2) 電波政策の全体像

平成15年7月の情報通信審議会答申において示された「電波政策ビジョン」を基に、ワイヤレスブロードバンドサービスの実現に向け、大胆に電波を開放するための仕組みを作り、新たな分野への周波数を割り当てていくための政策として「電波開放戦略」が推進されている。

また、平成20年10月から「電波政策懇談会」が開催されており、我が国における2010年代の電波利用の将来像とそれらを実現するための課題を明らかにするとともに、電波有効利用方策について検討している。同懇談会では、平成21年6月に報告書を取りまとめる予定である。

柔軟な電波利用環境の実現に向けた取組の推進



【出典：総務省作成資料】

(3) 平成20年度における主な政策展開

次に、平成20年度における競争政策及び電波政策の個別政策の中から、委員会に特に関係の深いものを取り上げる。

ア NTT東西のNGNの接続ルールの整備及び接続料の設定

(7) NGNに係る接続ルールの整備

NGNは接続約款の認可、接続会計の整理などの接続ルールが適用される第一種指定電気通信設備として指定された。また、いずれNGNに

マイグレーションされるひかり電話網についても検討が行われ、第一種指定電気通信設備に指定された。

また、アンバンドル機能として、「一般収容ルータ接続ルーティング伝送機能」「一般中継ルータ接続ルーティング伝送機能」「特別中継ルータ接続ルーティング伝送機能」「関門交換機接続ルーティング伝送機能」「イーサネットフレーム伝送機能」が追加された。

第一種指定電気通信設備の指定対象の追加に関する考え方

指定設備	情報通信審議会答申
	「次世代ネットワークに関する接続ルールの在り方について」(H20.3)
「NGN」	NGNは、 <u>ボトルネック性を有するアクセス回線と一体として設置される設備</u> であり、 <u>当該設備との接続が、他の電気通信事業者の事業展開上不可欠</u> であり、また利用者利便の確保の観点からも不可欠であること
「ひかり電話網」	ひかり電話網については、OAB～JIP電話市場において <u>NTT東西が75%を超えるシェアを占める状況</u> にあることや現在相対で決定されている接続料についてコストに適正利潤を加えた <u>事業者間均一の接続料設定を求める意見が示されている状況</u> にあること

追加された第一種指定電気通信設備の指定対象及びアンバンドル機能一覧

第一種指定電気通信設備への指定対象		アンバンドル機能
＞NGN	新たに指定	
フレッツサービスに係る機能		「一般収容ルータ接続ルーティング伝送機能」追加
中継局接続に係る機能		「一般中継ルータ接続ルーティング伝送機能」追加
I P 電話サービスに係る機能		「関門交換機接続ルーティング伝送機能」追加
イーサネットサービスに係る機能		「イーサネットフレーム伝送機能」追加
＞地域 I P 網	指定 (平成13年3月から)	「特別収容ルータ接続ルーティング伝送機能」(平成13年3月から指定) 「特別中継ルータ接続ルーティング伝送機能」追加
＞ひかり電話網	新たに指定	「関門交換機接続ルーティング伝送機能」追加

※帯域制御機能等については、現段階でアンバンドルは行われていない。

(1) NGNに係る接続料（案）

NGNに係る平成21年度接続料³について、将来原価方式を用いて次のとおり、設定することが検討されている。NGNは、既存ネットワークとは異なり、使用帯域に大きな差のある映像系・音声系サービス、QoSの有無や程度に差のあるサービスなど、性質・品質の異なる多様なサービスが統合的に提供されるネットワークであることから、算定に当たっては「収容局接続機能」「IGS接続機能」「中継局接続機能」で共有される中継ルータと伝送路のコストをそれぞれの機能に配賦するために、ポート容量比の採用、QoSの加味、帯域換算等、従来にはない新たな手法が用いられる予定。

平成21年度NGN接続料（案）

	収容局接続機能 (装置・月)	IGS接続機能 (3分)	中継局接続機能 (10Gポート・月)
NTT 東日本	169万2,927円	5.69円	637.5万円
NTT 西日本	248万185円	6.29円	525万円

イ 移動通信事業の競争促進及び高度化**(7) MVNOの新規参入の促進****① MVNO事業化ガイドラインの再見直し**

平成20年5月に「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」が改定され、日本通信とNTTドコモとの紛争事案に係る平成19年11月の裁定を反映するとともに（第Ⅲ部第1章、P47参照）、MNOがMVNOから聴取する事業計画の範囲の明確化（一般的に聴取に理由があると考えられる事項と一般的に聴取に理由がないと考えられる事項を例示）等が行われた。

³ NGNの接続料算定には、コストドライバの検討に一定期間が必要であることから、イーサネット接続機能以外の機能については平成20年度まで、また、システム改修が必要なイーサネット接続機能については平成21年度までは、事業者間均一接続料の適用を猶予することとされている。

② MNOの卸電気通信役務に関する標準プランの策定等の要請

平成20年5月、総務省は携帯電話等各社に対し、MVNOが新規参入を行うに際しての予見可能性を高めるため、卸電気通信役務に関する標準プランの情報開示及びMVNOに対する一元的な窓口（コンタクトポイント）の公表を要請した。これに受け、携帯電話等各社は同プランの策定及び窓口の設置を行っている。

③ モバイルWiMAXや次世代PHSを用いたMVNOの参入確保

2.5GHz帯を用いたモバイルWiMAXや次世代PHSにおいて、MVNOの受入れを確保するため、MVNOの受入れ計画を有していることが特定基地局の開設計画認定の要件とされ、また、当該MVNOの受入れ計画に記載した内容を着実に履行することが電気通信事業法に基づく登録の条件とされた。

(1) フェムトセル基地局に関する制度整備

免許人の立入りが容易でない高層ビル、マンション、住宅内や地下街等の携帯電話の不感エリアの解消のために開発されたフェムトセル基地局等に関して、一定の要件の下で、ビル管理者や利用者といった免許人以外の者が簡易な操作による運用（移設、復旧等）を行えるよう関係法令の整備が行われた（平成20年10月施行）。また、平成20年12月には「フェムトセル基地局の活用に係る電波法及び電気通信事業法関係法令の適用関係に関するガイドライン」が策定され、携帯電話事業者とフェムトセル基地局の運用者との責任関係等が明確化された。

フェムトセル基地局の例

(参考)フェムトセル方式の超小型基地局				
例：		出力	20mW	
		ユーザ数	4	
		大きさ	135×184×40mm	
		重量	約0.6kg	
		出力	20mW	
		ユーザ数	4	
		大きさ	135×187×53.5mm	
		重量	約0.3kg	

【出典：総務省作成資料より作成】

(ウ) 3.9世代移動通信システム(3.9G)等の導入

現行の第3世代移動通信システムを高度化した3.9世代移動通信システムについて、平成22年頃の商用化を目指し、技術基準及び免許方針の整備が進められている。

通信方式としては、直接機能を拡張する2つの方式(LTE及びUMB)と段階的に機能を拡張する2つの方式(HSPA Evolution及びDC-HSDPA)の採用が検討されている。また、周波数の割当ては、1.5GHz帯及び1.7GHz帯について新規参入希望者・既存事業者を問わず最大4者に対して10MHz又は15MHzを割り当てることが検討されている。平成21年夏頃には周波数を割り当てる事業者が選定される予定である。

また、2GHz帯においてTDD方式を活用した新たな移動通信システム⁴についても、新たに5つの通信方式を導入可能とし、新規参入希望者・既存事業者を問わず最大1者に対して15MHzを割り当てられる予定である。

3.9世代移動通信システムの基本要件

最大伝送速度	下り：100Mbps以上 上り：50Mbps以上
周波数利用効率	3.5世代(HSPA Release 6)の3倍以上(下り)、2倍以上(上り)
占有周波数帯幅	伝送速度の向上、導入シナリオに柔軟に対応するため、スケーラブルな周波数帯域幅を有する
ネットワーク	他システムとのシームレスな連携や多様なアプリケーションサービスへの対応が可能なオールIPネットワーク
将来システムへの展開	将来の第4世代移動通信システムへの円滑な展開が可能
伝送品質	ネットワークのフラット化等により、現行3.5世代よりも低遅延伝送を実現
グローバル性	3GPPs等のグローバルスタンダードを踏まえ、国際ローミングやインターオペラビリティの確保が可能なシステム

【出典：総務省作成資料より作成】

⁴ 2GHz帯のTDDバンドは、アイピーモバイル(株)が用いる予定であったが、同社から特定基地局の開設計画の認定返上の申出があり、総務省は平成19年12月、この申出に基づき認定を取り消したもの。

(I) 第4世代移動通信システムの導入

第3世代携帯電話の次の世代となる、第4世代移動通信システム（IMT-Advanced）は、高速移動時で100Mbps、低速移動時で1Gbpsの実現を目標に、平成23年（2011年）頃を目指してITU（国際電気通信連合）において標準化作業が進められている。国内でも、第4世代移動通信システムについて、平成23年頃の実現を目指して、産学官の連携の下、研究開発及び国際標準化に向けた取組が行われている。

移動通信システムの高度化に向けた展開



ウ その他の競争政策

(ア) ロケーションルールの見直し

平成19年11月に、NTT東西の接続約款が改定され、①中継ダークファイバ・局舎スペースの過剰保留を抑制する仕組み（接続申込の承諾が行われてから接続開始までの無料保留期間の廃止等）、②中継ダークファイバの空き芯線がない区間における代替手段等に関する情報の提供を行う手続、③電柱におけるコロケーション手続（装置を電柱に設置するために必要な情報の提供・電柱添架手続等）等の整備が行われた。

また、N T T東西に対し、上記①～③等の運用状況や改めて検討が必要な事項について総務省に定期的に報告するよう要請が行われた。平成20年8月に、これらの報告検証をとりまとめるとともに、N T T東西に対し引き続き接続事業者との協議状況等を報告するよう求めた。

N T T東西に対し報告を求めた事項と検証結果

N T T東西に報告を求めた事項 (H19.4 及び H19.10)	検証結果(H20.8)
① 中継ダークファイバの扱い（WDM装置の設置義務化）	少なくとも現時点でWDM装置の設置義務化が必要であると判断することは適当ではない。ただし、事業者間でWDM装置の設置を含めて他の代替手段に関する協議を行うことが適当。
② 電柱におけるコロケーションルールの扱い 1)コロケーション手続に関するシステム化	電柱管理に係る情報のシステム化について、接続事業者による電柱添架に係る実需要や費用対効果を踏まえつつ、できる限り接続事業者の具体的な要望を反映するように取り組むことが必要である。
2)N T T東西の電気通信設備との一束化	少なくとも現時点でN T T東西の電気通信設備との一束化の検討が必要であると判断することは適当ではない。
3)接続事業者のV D S L装置に対するN T T東西のメタルP O I ケーブルの延伸	総務省においては、当該協議状況を引き続き注視することとする。
4)電柱使用料の原価に算入すべき電柱改修費用	引き続きN T T東西に対して報告を求めることとする。
③ 屋内配線工事のルール化の扱い	N T T東西が合理的な条件で屋内配線工事を実施する限りは、第一種指定電気通信設備との接続を円滑に行うためにルール化が必要な事項とまでは認められない。
④ 回線名義人情報の扱い 1)名義人即時回答システムのロジックの見直し	システム改修が完了次第、その内容について総務省への報告を求めるとともに、その運用状況について注視することとする。
2)電話重畳型のD S Lサービスに係るD S Lサービスの利用者等からの申込み	総務省においては、まずは当該協議状況を注視することとする
⑤ コロケーションリソース等の保留を要する申込手続	07年10月の接続約款の変更において無料保留期間を廃止した措置の見直しが必要となる特段の事情は現時点で認められない。

(イ)「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方」について 情報通信審議会へ諮問

電気通信市場における、携帯電話やF T T Hの比重の増加や通信プラットフォーム市場・コンテンツ配信市場の発展などの環境の変化を踏まえ、「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方」につい

て、平成21年2月24日に情報通信審議会に諮問された。

情報通信審議会では、第二種指定電気通信設備の検証（接続料原価算定の考え方を含む）、中継ダークファイバの空き芯線がない区間でのWDM装置の設置、電気通信事業紛争処理委員会の紛争処理機能の強化（第Ⅱ部第3章、P45参照）など、次の項目について検討し、平成21年9月頃に答申を行う予定である。

接続ルールの在り方に関する検討項目概要

■モバイル市場では、携帯電話契約が1億件を突破し、ビジネス展開上・日常生活上の基礎的インフラとしてその重要性が著しく高まっており、固定ブロードバンド市場では、08年度第一四半期に、FTTHとDSLの契約数が逆転し、FTTHが名実ともに主役の地位に躍り出ている。これに伴い、他事業者のネットワークを利用する形態の事業展開も活発化し、これらは、通信プラットフォーム市場・コンテンツ配信市場として今後の更なる発展が期待されている。

■本件は、このような市場環境の変化に対応し、電気通信市場における公正競争環境確保の観点から接続ルールの在り方について検討を行うものである。

I モバイル市場の公正競争環境の整備 1. 第二種指定電気通信設備制度の検証 (1) 規制範囲・規制内容の検証 (2) 標準的接続箇所やアンバンドルの考え方 (3) 接続料原価算定の考え方（適正な原価等） (4) 接続料算定と規制会計の関係 2. ネットワークインフラの利活用 (1) 鉄塔等の設備共用ルールについて (2) ローミングの制度化について	II 固定ブロードバンド市場の公正競争環境の整備 1. FTTxサービス (1) FTTxサービスの屋内配線 (2) ドライカッパのサブアンバンドル（FTTRサービス） 2. DSLサービス (1) 電話重畳型DSLサービスの事業者名申込み (2) 回線名称入情報の扱い（洗い替え） 3. ネットワークインフラの利活用 (1) 中継ダークファイバの空き芯線がない区間でのWDM装置の設置 (2) 中継ダークファイバに係る経路情報の開示
III 通信プラットフォーム市場・コンテンツ配信市場への参入促進のための公正競争環境の整備 1. 通信プラットフォーム機能のオープン化 (1) 移動網の通信プラットフォーム機能 (2) 固定網（NGN）の通信プラットフォーム機能 2. 紛争処理機能の強化等 (1) 電気通信事業紛争処理委員会の紛争処理機能の強化（電気通信事業を営んでいるものの、電気通信事業法の適用除外とされている者に係る紛争事業の扱い） (2) 当事者に関し電気通信事業法上検討すべき課題	IV 固定通信と移動通信の融合時代等における接続ルールの在り方 1. 接続料算定上の課題 (1) 逆さや問題 (2) ビル&キープ方式 2. 固定通信と移動通信の融合時代等における接続ルールの在り方 (1) 今後の接続ルールとその基となるドミナント規制の在り方を検討する際の視点 (2) 現行の接続ルールやその基となるドミナント規制について今後見直しが必要と考えられる事項

【出典：「電気通信市場環境の変化に対応した接続ルールの在り方について」情報通信審議会諮問（09.2.24）資料より作成】

(ウ) NTT東西の加入光ファイバの接続料の改定

① 加入光ファイバの接続料

加入光ファイバには、分岐しないタイプのもの（シングルスター方式）と分岐するタイプのもの（シェアドアクセス方式）の二種類が存在するが、NTT東西における平成20年度から平成22年度までの加入光ファイバの接続料については将来原価方式により算定が行われ、次のとおり値下げされた。

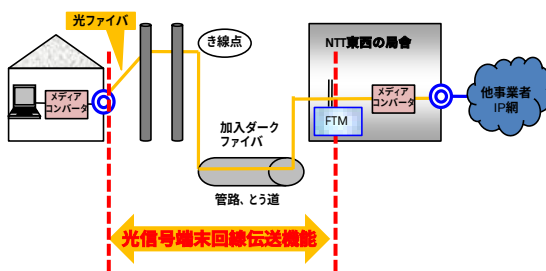
光信号端末回線伝送機能の接続料

	～H20.3	H20.4～
NTT東日本	5,074円	4,610円
NTT西日本		4,932円

※1芯当たりの月額料金。

※上記の他に、回線管理運営費(平成20年度:東69円、西89円(実績原価方式で算定))が必要。

シングルスター方式



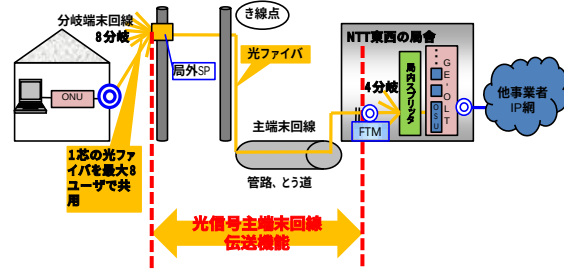
光信号主端末回線伝送機能の接続料

	～H20.3	H20.4～
NTT東日本	5,020円	4,260円
NTT西日本	4,987円	4,522円

※1芯当たりの月額料金。

※局外スプリッタ(8分岐)は、NTT東西ともに、平成18年度までを算定期間とする将来原価方式により算定していたもの。

シェアドアクセス方式



【出典：総務省報道資料「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する補正後の接続約款の変更の認可」(H20.6.24)をもとに作成】

② 分岐端末回線単位の加入光ファイバ接続料の設定の検討

シェアドアクセス方式の主端末回線について、競争事業者からの要望を受け、F T T Hサービス提供コスト低廉化のため、シェアドアクセス方式の加入光ファイバについて「分岐端末回線単位」で接続料を設定することについて、情報通信審議会で検討された。その結果、F T T Hサービス提供コストを低廉化し競争促進を図る観点からは、まずは1芯当たりの加入光ファイバそのものの低廉化を図ることが最も直接的・効果的措置であるとされた。また、競争事業者間ではO S U共用の取組を積極的に進め、分岐端末回線単位での接続料設定については、改めて検討することとされた。

(I) 債権保全措置の検証

N T T東西による債権保全措置については、平成19年5月の情報通信審議会答申において、運用開始後2年間、定期的にN T T東西より報告を受け、その検証を行い、必要な場合には適切な措置を講じることとされている。

また、平成20年4月より開催された「電気通信サービス利用者懇談会」において、事業者間接続等に係る債権保全措置についても検討が行われ、平成21年2月に公表された報告書では、「運用次第では、健全に事業運営している相手先事業者に対して預託金等を求めることにもつながり、利用者利益に資するサービスへの投資を断念したり、サービ

スの継続自体が困難となるおそれを払拭できないなど、利用者利益の確保の観点から障害となり得る旨の指摘がある。」ことから、運用状況の注視と債権保全措置ガイドラインの見直しを含めた検討を行うことを求める提言がなされた。

第2章 今後の事業者間紛争の可能性

第1章で記載したとおり、我が国の電気通信分野は大きく変化しており、事業者間の紛争も、これまで委員会が扱ってきた事案がより複雑になった紛争、これまで扱ったことのない新たな紛争、さらには、委員会の現行の所掌事務の範囲を超える紛争が発生する可能性がある。

ここでは、委員会における事業者や事業者団体からのヒアリングや「電気通信事業者」相談窓口における相談業務などを通して浮かびあがった紛争のうち、今後、広く電気通信事業における事業者間紛争の「種」となる可能性があり、今後委員会としても注視していく必要があると考えられる紛争を取り上げる。

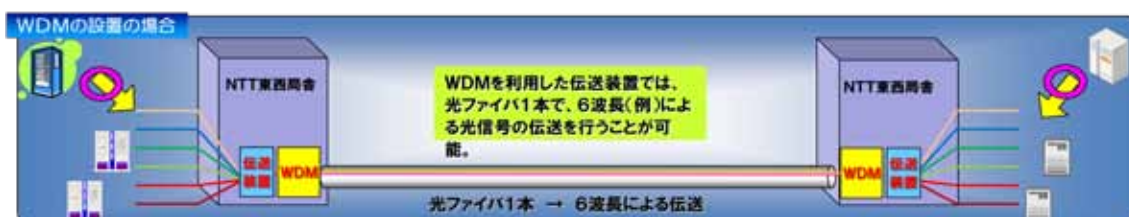
1 ダークファイバの利用に関する紛争

電気通信事業者がサービスを提供する際、設備の状況やコストの面でNTT東西が保有する中継ダークファイバを利用したいという需要は大きいものの、中継ダークファイバの空き芯線がない区間も多数存在する。特に、これから新たにブロードバンドサービスが開始されようという地域には空き芯線のない区間が多いと考えられる。

空き芯線がない区間であってもWDM（波長分割多重）装置を設置することで対応可能であることから、WDM装置の設置義務化やWDM既設区間の貸出しルールの整備を求める意見がある。一方、中継ダークファイバの空き芯線がない区間についてNTT東西が行うこととなっている代替手段の提案に対する要望が少ないこと等から、これらのルール整備に慎重な意見も存在するところである。

ダークファイバの空き芯線をめぐる紛争については、当委員会でも、平成16年に既に取り扱ったことがある（平成16年（争）第3号・第4号）。この事案では、WDM装置を設置して接続することを含め、接続の可否について、協議を行うこと、協議の際にはダークファイバの利用を求めた側がWDM装置の設置費用を負担する用意があることを踏まえ協議を行うこととの内容で合意に達した。

ダークファイバの空き芯線をめぐる紛争については、当委員会のヒアリングや相談業務でも多くの意見が寄せられていることから、今後も同様の紛争が発生する可能性があると考えられる（総合通信基盤局での検証について、第II部第1章、P29参照）。



2 事業者間接続等に係る債権保全措置に関する紛争

事業者間接続等に係る債権保全措置は、平成17年10月の平成電電株式会社の破綻により、事業者間接続等に係る債務が不履行となるリスクが顕在化したことを踏まえ、平成19年5月のNTT東西接続約款の変更認可により導入された制度である。

事業者間接続等に係る債務について支払がなされないときは、接続が停止されることがあること（NTT東西接続約款第60条）、担保すべき債務の額が、原則月額負担額の4ヶ月分¹と少額ではないことから、特に小規模な事業者にとっては負担となっているとの指摘がある。

委員会が行った関係者へのヒアリングや「電気通信事業者」相談窓口に寄せられた相談では、接続事業者が債権保全措置の基準を必ずしもよく理解していない、あるいは納得してないと思われる事例やこれまで支払いの遅延等がなかったにもかかわらず突然請求されたことに戸惑う事例が見られる。債権保全措置に関するトラブルが発生している一因には、担保を求める事業者の説明（事前の注意喚起、担保を求める理由の説明など）や担保を請求する場合のきめ細かな判断（支払実績の考慮など）が十分ではないことがあり、これらを改善することで解決できる事例もあると考えられる。

我が国の経済や通信業の業況も悪化する中で、今後債権保全措置の対象となる事例が増加する可能性もあり、この種の紛争には引き続き注意が必要である。（「電気通信サービス利用者懇談会」報告書での提言について、第Ⅱ部第1章、P32参照）

3 NGN等に関する紛争

NGNについては、平成20年度に第一種指定電気通信設備の指定、アンバンドルする機能の指定、接続料の決定などの一連の競争ルールが整備された（第Ⅱ部第1章、P24参照）。

しかしながら、NGNを使ったサービスの本格化に合わせ、改めて接続に関する検討が必要になると考えられる。例えば、今後のサービス展開の自由度を確保する必要があること等の観点から、NGNの機能のうち、サービス開始当初のアンバンドルは必要最小限のものにとどめられており²、この見直しが必要になる。NGNを利用した、多様なサービスや端末が開発されれば、現在のNGNのインターフェース公開で十分かという議論も行われる可能性がある。

さらに、将来的には、NTT東西のメタル線の撤去が課題となる。DSL事業者は、サービスを提供するに当たって、NTT東西のメタル線を利用してお

¹ 月額負担額を前払する等の理由を示し、それが合理的であると判断される場合は減額される

² 「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について」（平成20年3月情報通信審議会答申）

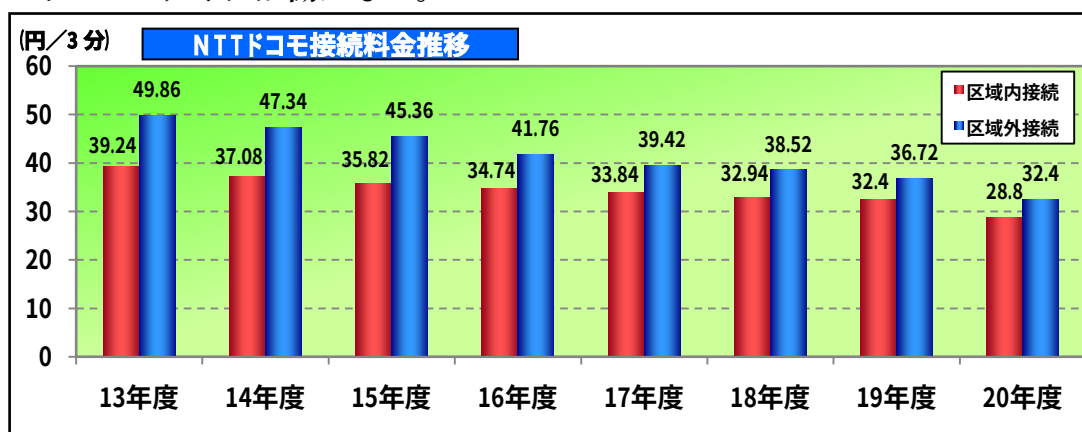
り、メタル線の撤去は経営上大きな影響を与える事項である。メタル線の撤去については、NTT東西の接続約款上、メタル線の撤去開始の原則4年前までに、情報提供がなされることとなっている。また、DSLに利用されているメタル線を撤去する場合には、利用者が、料金面、品質面等においてDSLサービスと同等又はそれ以上のサービスと考えられる光ファイバを使用した新たな代替サービス等を接続事業者が即座に提供可能となることが担保されている³。

しかし、実際のメタル線撤去については、平成20年5月にNTTグループは「PSTNユーザのマイグレーションについては、(中略)2010年度に概括的展望を公表」(NTTグループ中期経営戦略)と発表している段階であり、プロバイダーからは今後の見通しを懸念する意見もある。今後メタル線撤去の計画が示されれば、移行の具体的なスケジュールや代替サービスの提供条件に係る事業者間協議が行われるであろうが、その際、紛争に発展する可能性がある。

4 接続料に関する紛争

接続料に関する紛争としては、電気通信市場において、比重の高まっている携帯電話と光ファイバの接続料に関する紛争に注視していく必要があると考えられる。

携帯電話の接続料については、当委員会でも過去に複数の紛争事案を取り扱い、総務大臣に対して接続料金の算定の在り方について検討するように勧告を行っている。この問題の背景には、携帯電話の事業者間取引市場において競争が有効に機能しているかという問題がある。携帯電話事業は、電波の希少性等により新規参入が困難であるということに加え、携帯電話の接続料の値下げが直接トラヒック増につながらず、接続料の設定に競争が働きにくいという事情がある。仮に競争が機能していないとなると、携帯電話事業者に接続料値下げのインセンティブが働かない。



³ NTT 東日本及びNTT 西日本接続約款第61条第3項

NTT東西の光ファイバの接続料については、平成20年度から一定の値下げも行われた（第Ⅱ部第1章、P31参照）が、光ファイバの普及がやや減速していること、光ファイバ市場に占めるNTT東西のシェアが高まっていること等を考慮すると、接続料の水準が適正なものであることについて引き続き注意が必要である。

携帯電話との接続料や光ファイバに関する接続料の在り方は、今後の電気通信市場の公正競争や成長に大きく影響すると考えられ、同時にこれらをめぐる電気通信事業者間の紛争が発生する可能性がある。

5 無線ブロードバンド事業者の新規参入に関する紛争

平成20年度は、MVNOによるものを含め、多くの無線ブロードバンド事業者の参入があった（第Ⅱ部第1章、P20参照）。

MVNOとMNOとの間の紛争については、NTTドコモと日本通信との間の接続をめぐる事案以降、委員会で処理した事案はないが、MVNOが調達した端末の接続をめぐり、MVNOとMNO間で意見を異にすることもあったとされる。今後も多くのMVNOが参入し、今までにないサービスが提供されることも予想され、MNOとの間で新たな紛争が発生する可能性がある。

無線局の開設等に係るあっせん・仲裁制度は、平成20年4月の制度開始後、現時点のところ利用実績がないものの、モバイルWiMAX及び次世代PHSのサービスエリア拡大、3.9G移動通信システムの導入等が予定されており、これらに伴い、無線局の開設等に係る紛争が発生する可能性がある。

また、新規の無線ブロードバンド事業者が、サービスエリアを既存事業者と同程度まで拡大するには相当の期間が必要となる。委員会では、現在までのところ鉄塔等の設備共用やローミングに関する紛争を取り扱ったことはないものの、今後、新規参入事業者による鉄塔等の設備共用やローミングに関する紛争が発生する可能性がある。

6 レイヤー間紛争等、新たな紛争の可能性

今日の電気通信市場のサービス構造は、「コンテンツサービス」、「伝送サービス」、「伝送設備」の3つのレイヤーに分けてとらえることができる。また、「伝送サービス」又は「コンテンツサービス」の間にあって、課金、認証、位置情報提供などの「プラットフォームサービス」が、電気通信市場の高度化の触媒として機能している。代表的な「プラットフォーム」サービスの例として携帯電話事業者が提供する課金、端末認証、ポータルサービスやNTT東西がNGNで提供する帯域制御機能や回線認証機能などをあげることができる。

委員会は、これらのレイヤーのうち、主に「伝送サービス」のレイヤーにおいて、電気通信事業法に基づき、電気通信事業者間の接続等に関する紛争処理を行っている。また、「伝送設備」のレイヤーにおいて、電波法に基づき、無

線局の開設等に伴う混信防止に関する紛争処理を行っている。

ところが、近年の技術の進歩やビジネスモデルの変化に伴い、今後これらのレイヤーやサービスをまたがる紛争が発生することが想定される。

例えば、

「コンテンツサービス」と「伝送サービス」間の紛争

- ・ 特定のコンテンツプロバイダの動画サービスに対して、伝送サービス事業者が、理由や基準を明らかにせず一方的に帯域制限を課した。
- ・ 伝送サービス事業者が、合理的な理由なく、特定のコンテンツプロバイダのコンテンツの取扱いを拒否した。

「プラットフォームサービス」と「コンテンツサービス」間の紛争

- ・ 伝送サービス事業者が開発した位置情報提供機能を利用したサービスの提供に当たって、仕様の公開を特定のコンテンツプロバイダに限定した。
- ・ プラットフォーム機能を提供する事業者が、利用者に対するコンテンツ紹介（番組宣伝、ポータルサイトの表示の順番等）に際して、合理的な理由なく、特定のコンテンツプロバイダのコンテンツを著しく不利に取り扱った。
- ・ コンテンツプロバイダに対して認証や課金機能等のプラットフォーム機能を提供する事業者が、当該業務に関して知り得たコンテンツプロバイダの顧客情報等を流用して、自ら同様のサービスを開始した。

これらの紛争は、現在、委員会の対象となる紛争ではなく、また、必ずしも実態が明らかになっていない⁴。しかしながら、「伝送設備」や「伝送サービス」が高度化する中で、コンテンツサービスやそれを支援するプラットフォームサービスがより重要な役割を果たすと考えられることから、委員会としてこれらの紛争についても注視していくことが必要である。

⁴ コンテンツプロバイダと電気通信事業者間との紛争の相談のため、平成21年2月に総合通信基盤局内に「コンテンツプロバイダ等相談センター」が開設され、そこでの相談事例については、委員会の所掌事務の見直しにも活用されることになっている。

第3章 委員会の所掌事務の拡大の検討

電気通信分野は、技術進歩やビジネスモデルの盛衰が激しい分野であることから、制度の見直しが不断に行われている。事業者間の紛争についても、第2章で見たとおり、レイヤー間の紛争など、新たな種類の紛争が発生しつつあり、総務省では従前よりこれらの紛争の処理の在り方について検討を行っている。

ここでは、これらの検討の状況について概観する。

1 平成19年度までの検討状況

平成18年9月に総務省が公表した「新競争促進プログラム2010」においては、電気通信事業者とコンテンツプロバイダ等の上位レイヤーの事業者等との間の紛争事案や土地等の使用に係る紛争事案について、あっせん・仲裁を可能とする仕組みとする等、所要の制度整備を行うとされている。

また、平成19年9月に公表した「ネットワークの中立性に関する懇談会報告書」においては、通信事業者とコンテンツプロバイダ等の上位レイヤーの事業者との間の紛争事案について、委員会を活用した紛争処理手続の拡充の是非を含め、裁判外紛争処理制度（ADR）の活用について検討することが望ましいとされている。

さらに、平成20年3月に公表した「有線放送による放送の再送信に関する研究会最終とりまとめ」においては、有線放送による放送の再送信に係る紛争に関し、総務大臣による裁定の制度に加え、新たな紛争解決の手段として、当事者間の自主性に配慮したあっせん及び当事者双方の合意に基づき申請される仲裁の制度を設けることも有意義であると考えられるとした上で、紛争処理のスキームの在り方について今後中期的に検討されることが適当であるとしている。

◎新競争促進プログラム2010（抜粋）

（平成18年9月19日総務省公表、平成19年10月23日改定）

2. 具体的施策

(9) 紛争処理機能の強化

IP化の進展に伴いビジネスモデルの多様化が進展することが見込まれる中、ブロードバンド市場における迅速かつ円滑な紛争処理を確保するため、紛争処理機能の強化を図る。

（中略）

また、電気通信事業者とコンテンツプロバイダ等の上位レイヤーの事業者等との間の紛争事案を紛争処理機能の中で取り扱えるようにするほか、土地等（電柱・管路などを含む）の使用に係る紛争事案について、現行の裁定に加えて、あっせん・仲裁を可能とする仕組みと

する等、紛争処理機能の取扱範囲の拡充についても、可能な限り速やかに所要の制度整備を行う。

◎ネットワークの中立性に関する懇談会 報告書（抜粋）

（平成19年9月20日総務省公表）

第2章 ネットワークのコスト負担の公平性

3. ネットワークのコスト負担の公平性に係る検討課題

4) 帯域制御に関する政策対応の方向性

4-2) 紛争処理機能の強化

コンテンツを提供している事業者からは、本懇談会において、一部の特定のISP等が不当な帯域制御を行っていることが懸念される旨の主張がなされた¹⁷。こうした事案については、あくまで一般論として考えれば、通信事業者による不当な差別的取扱いにより、ブロードバンド市場の健全な発展を阻害する可能性も一概に否定できない。

通信事業者とコンテンツプロバイダ等の上位レイヤーの事業者との間の紛争事案については、現行制度上は事業者間において解決されることが基本であるが、こうした紛争事案が今後増加することが想定され、かつこうした紛争事案を個別に解決に導くことによってインターネットの供給能力の有効活用が図られることが期待される。

このため、電気通信事業紛争処理委員会を活用した紛争処理手続の拡充の是非も含め、裁判外紛争処理制度（ADR: Alternative Dispute Resolution）の活用について検討することが望ましいと考えられるところであり、行政当局においては07年度中を目途にこうした仕組みについて関係事業者等の意見等を踏まえつつ検討を行い、速やかに措置することが適当である。

この場合、電気通信事業法の枠組みを踏まえ、通信事業者が上位レイヤーの事業者を差別的に取り扱うことにより電気通信の健全な発展が阻害されていないか等の観点から、具体的な制度設計が行われることが求められる。また、その際は公正競争にかかる規範（制度運用方針）の明確化が求められる。

¹⁷ USEN 社は、同社が提供する動画配信サービスに係るサーバー及びネットワークについて十分な供給能力を用意しているにもかかわらず、視聴不具合がADSL 回線とFTTH 回線の別を問わず、同程度発生しており、ISP 別に最大で44%、最小で26%の不具合が発生している点を挙げている。この点、同社は、「IP 化の進展に対応した競争ルールの在り方に関する懇談会」（06年9月報告書）においても、提出意見の中で「当社が行っているコンテンツ配信サービスにおいて、ユーザーからの問い合わせにより、一部の通信事業者から通信帯域の制限を受けていると推測される事態が発生している。」と主張している。

これに対し、JAIPA（日本インターネットプロバイダー協会）は、「当協会が調べた限りでは、ISP でUSEN 社の主張のように、同社に対して意図的に通信帯域の制限を行なっているところは見つか」らず、「これはインターネットにおけるルーティングの結果、途中経路などの問題でルートにより速度の違いが生じたものと想像」するとしている。

◎有線放送による放送の再送信に関する研究会 最終とりまとめ（抜粋）

（平成20年3月19日総務省公表）

第Ⅱ部 対応の方向性

2 課題に関する対応の方向性

(6) 中期的な課題

② 新たな紛争解決の手段

現在の再送信の紛争処理スキームについては、総務大臣に対する裁定申請以外の制度はないが、こうした裁定制度を活用することなく、当事者間の自主性に配慮したあっせんや、当事者双方の合意に基づき申請される仲裁に関する制度を設けることも有意義であると考えられる。なお、あっせん等の制度を設ける場合には、これらが機能するための条件整備（誠実対応義務等）について検討すべきである。

また、情報通信分野については、表現の自由の問題等慎重に対処すべき点多々含まれていることや、放送事業者の利益と受信者の利益との調整が複雑になる中で、この場合のあっせん等の主体としては、放送制度や紛争解決に関する高い専門性を備えた専門組織に委ねることが必要である。その際には、例えば、電気通信事業について、電気通信事業紛争処理委員会⁶³が担当していることを参考に、同様の機関を設けることや同委員会に新たに業務を担わせることも一つの方法と考えられる。この場合には、あっせん等を行う機関に裁定の諮問をすることがあっせん等に当たって整理した事実関係等を有効に活用する等の観点から適当である。

⁶³ 電気通信事業分野においては、電気通信事業者間の接続等に係る紛争の迅速かつ効率的な処理を図るため、「あっせん」「仲裁」を専門的に取り扱うとともに、総務大臣の「裁定」に関する諮問への答申等を行う電気通信事業紛争処理委員会を2001（平成13）年11月30日に総務省に設置。

2 平成20年度における検討状況

(1) 通信・放送の総合的な法体系に関する検討

通信と放送に関する総合的な法体系について、平成22年の通常国会に法案を提出するため、平成20年2月にその在り方について、総務大臣より、情報通信審議会に諮問がなされた。

諮問を受けた情報通信審議会では、情報通信政策部に「通信・放送の総合的な法体系に関する検討委員会」を設置し、通信・放送の融合・連携に対応した具体的な制度の在り方の検討を開始した。平成20年6月の「中間論点整理」の公表及び意見募集¹、同年9月以降の関係事業者等からのヒアリング等を経て、同年12月に「通信・放送の総合的な法体系に関する検討アジェンダ」が作成された。

検討アジェンダでは、技術進歩や競争環境の変化を踏まえ、従来のサービスの態様ごとに規律の体系を構築する「縦割り型」規律から「コンテンツサービス」、「伝送サービス」、「伝送設備」の3つのレイヤーを観念した上で全体として合理性のある法体系に改めることとされた。

紛争処理については、電気通信事業紛争処理委員会のあっせん・仲裁の対象を、情報通信サービス全般における事業者間紛争に拡大する方向で検討することとされている。

情報通信審議会では、平成21年12月頃に本件諮問に対する答申を行う予定である。

◎通信・放送の総合的な法体系に関する検討アジェンダ（抜粋）

（平成20年12月 通信・放送の総合的な法体系に関する検討委員会公表）

6. レイヤー間の規律

（1）紛争処理

異なるレイヤーに属する事業者間の連携を促進する観点から、電気通信事業紛争処理委員会の行うあっせん・仲裁について、レイヤー間の紛争を含めた情報通信サービス全般における事業者間紛争へと対象を拡大する方向で検討する。

¹ 平成20年6月～7月に実施された「中間論点整理」に対する意見募集において、レイヤー間の紛争処理について、現行の所掌事務をレイヤー間の紛争処理に拡大するべきとの意見がある一方、「レイヤーの異なる事業者間の紛争の解決は、基本的に事業者間の協議にゆだねるべきである」旨の意見が複数の地上放送事業者から提出されている。

(2) 電気通信サービス利用者懇談会

電気通信サービス利用者懇談会は、利用者の視点に立って利用者利益の確保・向上を図る観点から、利用者保護のための基本的なルール の在り方や、具体的な施策展開の在り方について検討を行うため、平成20年4月から8回の会合を重ね、同年12月から本年1月の意見募集²を経て、本年2月に報告書を公表した。

報告書では、利用者保護のため、契約締結前の利用者向け情報提供の在り方、契約締結時の説明義務等の在り方、契約締結後の対応の在り方、苦情処理・相談体制の在り方、紛争処理機能の在り方、電気通信事業者の市場退出に係る利用者利益の確保・向上の在り方等について、対応策の提言がなされている。

このうち、苦情処理・相談体制については、電気通信事業者の既存の苦情処理・相談体制を大幅に強化した上で、なお解決されない事案について、業

² 平成20年12月に実施された報告書（案）に対する意見募集の結果、次のとおり、委員会の所掌事務の拡大に関し意見が提出され、それぞれの意見に対し総務省から考え方が示されている。

意見の概要	考え方の概要
「新競争促進プログラム2010」では、電気通信事業者と上位レイヤーの事業者等との間の紛争事案を紛争処理機能の中で取り扱えるようにするほか、土地等（電柱・管路などを含む）の使用に係る紛争事案について、あっせん・仲裁を可能とする仕組みとする等、紛争処理機能の取扱範囲の拡充についても、可能な限り速やかに所要の制度整備を行うとの方針が示されています。 本報告書（案）においては電気通信事業者と上位レイヤーの事業者等との間の紛争事案のみとなっているため、その他の事案も含め対処がなされるよう検討を進めるべき。	本懇談会は、利用者の観点から検討を行ったものですが、電気通信事業紛争処理委員会の紛争処理機能の検討に当たっては、「新競争促進プログラム2010」に記されているとおり、土地等（電柱・管路などを含む）の使用に係る紛争事案を含めて検討が行われるものと考えられます。
電気通信事業法の枠外の案件（一般の商取引に該当する案件）については、当事者間での協議を優先すべきであり、電気通信事業紛争処理委員会が扱う紛争の範囲については、現行法に規定されているとおり、あくまで電気通信事業者間の紛争に止めるべき。	本懇談会の提言は、当事者間の協議を否定するものではなく、紛争解決の選択肢の多様化を図ろうとするものであり、当事者間の協議に加えて、電気通信事業紛争処理委員会の機能の活用を検討しようとするものです。
電気通信事業者と、電気通信事業者の設備を用いて一般の利用者に対してサービスを提供しているものとの間に交渉力の格差があるとは一概には言えない。	本懇談会において、交渉力の格差が見られる場合がある旨の意見が出されたものであり、また、脚注のような事例（GPSの仕様の公開を一部のコンテンツプロバイダに限定）が見られるところです。

界団体等が裁判外紛争処理（A D R：Alternative Dispute Resolution）を設置する動きが出てくることを期待することが適当とされた。また、消費生活センターのあっせん機能や独立行政法人国民生活センターの和解の仲介及び仲裁機能も活用することが適当とされた。

事業者間の紛争処理については、電気通信事業紛争処理委員会の紛争処理機能の拡大と、これが一層有効に機能するための条件整備を検討していくことが必要であるとされている。

◎電気通信サービス利用者懇談会報告書（抜粋）

（平成 21 年 2 月 10 日 総務省公表）

6 紛争処理機能の在り方

(2) 電気通信事業紛争処理委員会の機能等

電気通信分野では、事前規制から事後規制へと移行する中、電気通信事業者間の紛争等を円滑に解決する観点から、A D Rを専門的に行う「電気通信事業紛争処理委員会」において、電気通信事業者間等のあっせん、仲裁を行うとともに、総務大臣の裁定案に係る審議・答申等を行っている。

現在、電気通信事業紛争処理委員会の行うあっせん・仲裁制度は、電気通信事業者間及び無線局を開設等しようとする者と既存の無線局免許人間の紛争のみを対象としている。

しかしながら、今日、電気通信事業者以外にも多数の者が、電気通信事業者の設備を用いて一般の利用者に対してサービスを提供しているが、これらの者に設備を供している電気通信事業者の電気通信役務の提供条件等が、利用者の受けるサービス水準に影響を与えていることは否定できない³⁷。一の電気通信事業者の設備を用いることに対して、利用者の観点からすれば、電気通信事業紛争処理委員会の紛争処理機能の活用を、電気通信事業者相互間と、それ以外（電気通信事業者と、電気通信事業者の設備を用いて一般の利用者に対してサービスを提供している者との間）とで差を設ける理由に乏しいと考えられる。また、電気通信事業者と、電気通信事業者の設備を用いて一般の利用者に対してサービスを提供している者との間では交渉力の格差がある。このため、利用者の利便に資するために、電気通信事業紛争処理委員会の紛争処理機能の強化と、これが一層有効に機能するための条件整備を検討していくことが必要である

また、電気通信事業者の設備を用いて一般の利用者に対してサービスを提供している者が、電気通信事業者の提供する電気通信役務の提供条件等について紛争があった場合に相談する窓口が必ずしも明らかでないことから、総務省においては、これらの者に対する相談窓口の充実を図り、コンタクトポイントの明確化を図ることが必要である。これによって、上記の電気通信事業紛争処理委員会に係る検討にも資すると考えられる。

37 例えば、一部の電気通信事業者がコンテンツプロバイダにGPSの仕様を公開しないため、当該電気通信事業者が提供するGPSルート案内サービスを提供するのは、同者と契約しているコンテンツプロバイダのみとなり、利用者の選択肢が限定されるような事案が想定される。

(3) 情報通信審議会 電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方の見直し

近年、携帯電話がビジネス・日常生活上の基礎的インフラとしてますます重要な役割を果たしてきていることや光ファイバ（F T T H）の契約数がA D S Lの契約数を追い抜いたこと、コンテンツ配信事業者やこれらの者に対して認証・課金機能を提供する事業者の登場など、電気通信事業をめぐる市場環境は大きく変化している。このような変化に対応し、電気通信市場における公正競争環境を維持・確保する観点から、接続ルールの在り方について検討を行うため、平成21年1月から、「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方に関する提案募集」が実施された。

同提案募集では、電気通信事業者と通信プラットフォーム事業者やコンテンツ配信事業者間の紛争事案を電気通信事業紛争処理委員会の紛争処理機能の対象とすることについてどのように考えるかという論点について、提案が募集された。

◎電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方に関する提案募集（抜粋）

（2009年1月9日 総務省発表）

3. 通信プラットフォーム市場・コンテンツ配信市場への参入促進のための公正競争環境の整備

（2）紛争処理機能の強化等

通信プラットフォーム事業者やコンテンツ配信事業者等は、電気通信設備を用いているが、電気通信回線設備は設置せずに事業を行っている者が多いと考えられる。電気通信事業法上、これらの者は、電気通信事業を営んでいるものの、登録・届出は不要（≠電気通信事業者）であり、同法の適用除外の位置付け（法第164条第1項第3号）とされている。ただし、これらの事業者については、例外的に、検閲の禁止（法第3条）・通信の秘密（法第4条）の規定が課されるほか、ドミナント事業者（禁止行為等規定適用事業者：NTT東西とNTTドコモ）による業務への不当な規律・干渉の禁止（法第30条第3項第3号）規定で保護される対象とされている。

1）電気通信事業紛争処理委員会は、電気通信事業法に基づき、原則、当事者がともに電気通信事業者である場合の紛争事案のあっせん・仲裁を行うこととされているため、電気通信事業者ではない通信プラットフォーム事業者やコンテンツ配信事業者と電気通信事業者との間で接続等に関する紛争事案が生じても、同委員会の紛争処理の対象とはならない。IP化の進展等に伴い、通信プラットフォーム市場やコンテンツ配信市場が拡大する中で、今後、これらの市場との関係でも接続等に関する紛争事案が増加すると考えられることを踏まえ、迅速かつ円滑な紛争処理を確保する観点から、電気通信事業者とこれらの事業者間の紛争事案を同委員会の紛争処理機能の対象とすることについてどのように考えるか。

2）電気通信事業は営んでいるものの、電気通信事業法の適用除外とされている通信プラットフォーム事業者やコンテンツ配信事業者について、今後、通信プラットフォーム市場・

コンテンツ配信市場の拡大が見込まれる中で、電気通信事業者でないことに起因する不利益を回避する観点から、電気通信事業法に関して検討すべき課題はあるか。

3) その他、紛争処理機能の強化等について検討すべき事項はあるか。

提案募集に対し、電気通信事業を営んでいるものの、電気通信事業者に該当しないプラットフォーム事業者等は、紛争処理機能の対象とすべきとの意見がある一方、電気通信事業者に該当しない事業者に関する紛争事案は、現行の一般的な紛争処理手段を用いて解決することを原則とすべきとの意見もあった。また、紛争処理の対象範囲を広げるに当たり、どこまで拡大するか基準の明確化や法の適用範囲の整理等が必要との意見が出されている。

提案募集の結果を踏まえ、総務省は、平成21年2月24日に情報通信審議会に対し、電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について諮問を行った。情報通信審議会では、今後事業者ヒアリング等を経て、本年9月に答申を行う予定である（第1章P30参照）。

第III部 平成20年度における紛争処理の状況

第1章 紛争処理の概況

当委員会は、次の4つの機能を有している。

- ① 電気通信事業者間の紛争を解決するためのあっせん・仲裁
- ② 無線局を開設し又は無線局の周波数等を変更しようとする者と既設の無線局の免許人等との間の紛争を解決するためのあっせん・仲裁
- ③ 総務大臣が行う行政処分についての諮問に対する審議・答申
- ④ その権限に属された事項に関し、必要なルール整備等について総務大臣に対して勧告

平成20年度は、あっせん・仲裁、総務大臣への答申及び総務大臣への勧告は行わなかった。

なお、委員会発足以来の紛争処理件数については、【資料9】のとおり。

○ 平成19年に勧告を行った事案のその後の状況

委員会は、平成19年11月に総務大臣に対して、「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」にMVNOとMNO間の接続に関する裁定の内容を反映させることのほか、接続料金の算定の在り方などMVNOとMNOとの間の円滑な協議に資する事項について、適時適切に検討を行い、所要の措置を講ずることを勧告した。

総務省は、この勧告を受けて、平成20年5月に本ガイドラインの見直しを行った（第II部第1章、P26参照）。また、平成21年2月に、「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」情報通信審議会に対して諮問を行ったが、この中でこれまで必ずしも明確な基準が存在しなかった第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の接続料の算定方法（適正な原価や適正な利潤の明確化等）について審議が行われる予定である（第II部第1章、P30参照）。

「接続料金の算定の在り方などMVNOとMNOとの間の円滑な協議に資する措置の勧告」（平成19年11月22日電委第69号）

(1) 経過

- 平成19年 9月21日 総務大臣からの諮問（MVNOとMNO間の接続協定に係る裁定）
- 11月22日 総務大臣への答申に併せて勧告
- 11月27日 総合通信基盤局、「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」（以下「MVNOガイドライン」という。）の見直しに関する提案を募集
- 平成20年 3月13日 総合通信基盤局、「MVNOガイドライン」再改定案に対する意見募集
- 5月19日 総合通信基盤局、「MVNOガイドライン」再改定
- 平成21年 2月24日 総務省、情報通信審議会に「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について諮問

(2) 勧告

総務大臣あて平成19年11月22日電委第69号（勧告に関する部分のみ抜粋）

答申書及び勧告書

平成19年9月21日付け諮問第6号をもって諮問された事案について、電気通信事業法第1条（目的）ほか関連条項の規定の趣旨を踏まえ審議した結果、下記1から4までのとおり答申する。また、本件答申に併せ、同法第162条第1項の規定に基づき、下記5のとおり勧告する。

なお、本件の経緯は、別紙のとおりである。

記

1～4（略）

5 勧告 — MVNOの参入促進のための環境整備について

移動通信サービスの高度化・多様化を推進する観点から、MVNOの参入の促進を図るためには、本件に限らず、MVNOとMNOとの協議が円滑に進むような環境の整備が重要である。

総務大臣においては、本件裁定内容を「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」に反映させることのほか、接続料金の算定の在り方などMVNOとMNOとの間の円滑な協議に資する事項について、適時適切に検討を行い、所要の措置を講じられることを勧告する。

別 紙（略）

(3) MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン(抜粋) (平成14年6月11日) (平成19年2月13日改正、平成20年5月19日改正)

2 電気通信事業法に係る事項

(2) MVNOとMNOとの関係

2) 事業者間接続による場合

ア 事業法第32条に基づく一般的規律

(ア) 基本的な考え方

(略)

なお、接続に関し当事者が取得し、若しくは負担すべき金額（以下「接続料等」という。）又は接続条件その他協定の細目の内容については、まずは、MVNOとMNOとの間の協議に委ねられるのが原則であり、接続料等又は接続条件その他協定の細目の内容に含まれる両当事者のそれぞれのサービス提供条件については、一方の当事者によって独自に自由に決定されるべきものではない¹⁰。

(イ) 利用者料金の設定権の帰属について

MVNOがMNOと接続して利用者にサービスを提供する場合、電気通信役務に関する料金（以下「利用者料金」という。）については、MVNOが利用者料金を設定する（エンドエンド料金）形態、MVNO及びMNOが分担して各々利用者料金を設定する（ぶつ切り料金）形態のいずれも可能であり、まずはMVNOが提示する利用者料金の設定方法を基に両当事者間で協議が行われることが求められる¹¹。

10 「電気通信事業法第35条第3項の規定に基づく日本通信株式会社からの申請に係る裁定」(平成19年11月30日総務省) P.1 裁定事項1について(接続に当たり、ドコモの電気通信役務提供区間に係る電気通信役務は、エンドユーザー(利用者)に対して自社が提供する役務であるから、その内容、運用等については、ドコモが独自に決めることができるという主張は合理的か。) (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2007/pdf/071130_13_bs.pdf)を参照。

11 「電気通信事業法第35条第3項の規定に基づく日本通信株式会社からの申請に係る裁定」(平成19年11月30日総務省) P.2 裁定事項2について(利用者料金の設定はぶつ切り料金かエンドエンド料金か) (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2007/pdf/071130_13_bs.pdf)を参照。

(ウ) 接続料の課金方式について

MVNOがMNOと接続して利用者にサービスを提供する場合、MNOが接続に関し取得すべき金額（以下「接続料」という。）の課金方式については、従量制課金のほか、回線容量単位（帯域幅）の課金方式を採用することも可能であり、まずはMVNOが提示する接続料の課金方式を基に、両当事者間で協議が行われることが求められる¹²。

(略)

(3) MNOにおけるコンタクトポイントの明確化

電気通信役務の円滑な提供を確保する等の観点から、MNOにおいて、卸電気通信役務の提供又は接続のいかんを問わず一元的な窓口（コンタクトポイント）を設け、これを対外的に明らかにするとともに、一般的な事務処理手続（申請手続・書式・標準処理期間）を公表する等、MVNOとの協議を適正かつ円滑に行う体制を整備することが望ましい¹⁵。

(4) MVNOの事業計画等に係る聴取範囲の明確化

1) 基本的考え方

MNOが卸電気通信役務契約の提供又は接続に関してMVNOとの間で協議を行うに当たっては、当該卸電気通信役務の提供又は接続に係る業務を適確に実施するため、MNOにおいて、MVNOからその事業計画等に係る事項を含めて情報を聴取する必要が生じる。しかしながら、事業計画等の内容が競合する事業者の開示されることは、当該事業計画等を展開する事業者の競争上の地位を危うくすることになりかねない点に留意する必要がある¹⁶。

12 「電気通信事業法第35条第3項の規定に基づく日本通信株式会社からの申請に係る裁定」(平成19年11月30日総務省) P.3 裁定事項3について (接続料金の課金方式は帯域幅課金とすべきか) (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2007/pdf/071130_13_bs.pdf) を参照。

15 MVNOがMNOとの間で卸電気通信役務の提供又は接続に係る協議を行う際、例えば、MNOが次の行為を行うことにより、MVNOの業務の適正な実施に支障が生じているため、公共の利益が著しく阻害されるおそれがあると認められるときは、総務大臣による業務改善命令の対象となる(事業法第29条第1項第10号及び共同ガイドライン(脚注3参照)を参照)。

(例)

- ・MVNOに対して、合理的な理由なく、あえて社内の複数の部署と個別的かつ煩雑な協議を強いること。
- ・MVNOに対して、合理的な理由なく、卸電気通信役務契約の締結に関する協議を行うよう求め、接続協定の締結に関する協議を行わないこと。
- ・MVNOに対して、不要な資料の提出を要求し、又は速やかに回答できるにもかかわらず、いたずらに回答を遅延すること。
- ・卸電気通信役務の提供又は接続に係るMVNOとの協議に際し入手した情報を自己又は自己の関係事業者等の営業目的に利用すること。

16 MNOにおいて、当該卸電気通信役務の提供又は接続の業務を適確に遂行するという目的を超えて、MVNOから事業計画に係る事項の情報開示を求め、これに応じることを当該契約や協定の締結条件とし、又は役務提供の条件とすることは当該業務の不当な運営に該当し、総務大臣による業務改善命令の対象となることがある(事業法第29条第1項第10号)。

卸電気通信役務の提供又は接続に関し、MNOにおいてMVNOから一般的に聴取に理由があると考えられる事項と一般的に聴取に理由がないと考えられる事項を例示すると、次のとおりとなる。

一般的に聴取に理由があると考えられる事項	一般的に聴取に理由がないと考えられる事項
・MNOの電気通信回線設備との接続の調査のために必要となる一般的事項（接続の概要、接続を希望する時期、相互接続点の設置場所、相互接続点ごとの予想トラフィック、接続の技術的条件、電気通信設備の建設に係る事項、接続端末種別、接続形態等） ・MNOが卸電気通信役務を提供するために必要となる一般的事項（サービス提供地域、サービス提供時期、音声・データ別トラフィック量、端末種別、ネットワーク・システム等の改修に必要な事項等）	・MVNOが設定する予定の利用者料金の水準や料金体系
	・MVNOの想定する具体的顧客名や当該個別顧客の需要形態
	・MVNOが提供するサービスの原価
	・MVNOが移動通信サービスと一体として提供しようと企図する付加価値サービス部分に係る事業計画
・MNOによる疎通制御機能の開発・実施に必要な事項（開発・実施や聴取の合理的な必要性が明示された場合）	・MVNOが計画する販売チャネルや端末を自主調達する場合の調達先

ただし、MVNOが企図する事業形態は多種多様であることから、MNOに要望する卸電気通信役務の提供又は接続の形態もまた多種多様であることが想定される点に留意する必要がある。

このため、MVNOの個別の要望によっては、聴取することが必要な情報もあると考えられるが、そのような情報を聴取する場合には、MNOにおいて、その聴取の合理的な必要性をMVNOに対して明示することが求められる¹⁷。

また、MVNOがこれに応じないことを理由として、MNOにおいて当該卸電気通信役務契約や接続協定の締結に係る協議に応じない場合、総務大臣による協議開始（再開）命令の対象となることがある（事業法第35条第1項及び第2項並びに第39条において準用する第38条）。

例えば、MNOが次の行為を行っていることにより、MVNOの業務の適正な実施に支障が生じているため、公共の利益が著しく阻害されるおそれがあると認められるときは、総務大臣による業務改善命令の対象となり、また、MNOが協議に応じず又は当該協議が調わなかった場合で、MVNOから申立てがあったときには総務大臣による協議開始（再開）命令の対象となる。

（例）

MNOに対して、MVNOが接続を求めて行う協議において、接続の業務の遂行に必要な限度を超えて、MVNOの想定する具体的顧客名やその個別の需要パターン、付加価値を創造する固有のビジネスモデル等を聴取し、MVNOがこれに応じない場合に当該協議の進展を妨げること。

¹⁷ なお、卸電気通信役務の提供又は接続に係るMVNOとの協議に関して入手した情報を自己又は自己の関係事業者等の営業目的に利用することにより、MVNOの業務の適正な実施に支障が生じているため、公共の利益が著しく阻害されるおそれがあると認められるときは、総務大臣による業務改善命令の対象となる（共同ガイドライン（脚注3参照）を参照）。同様に、MVNOが当該協議に関してMNOから入手した情報を自己又は自己の関係事業者等において目的外に利用する場合についても業務改善命令の対象となり得る。

2) 市場支配的なMNOに係る規律

事業法第30条に規定する禁止行為等に係る規律が適用される市場支配的なMNOは、次の行為を行ったときは、行為の停止又は変更命令の対象となるほか、公共の利益を阻害すると認められるときは、事業法第9条の電気通信事業の登録及び同法第117条第1項の認定の取消対象となる（事業法第30条第4項、第14条第1項及び第126条第1項第3号）。

- ・MVNOの電気通信設備との接続の業務に関して知り得た当該MVNO及びその利用者に関する情報を当該接続の業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供すること（事業法第30条第3項第1号）。
- ・その電気通信業務について、特定のMVNOに対し、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与えること（事業法第30条第3項第2号）。
- ・MVNOに対し、その業務について、不当に規律をし、又は干渉をすること（事業法第30条第3項第3号）。

(5) ネットワークの輻輳対策

移動する多数の利用者が共同で利用する基地局等から構成される無線ネットワークを維持し、電気通信役務の円滑な提供を確保するためには、周波数の使用に制約がある基地局への負荷やネットワークの制御について十分な配慮が必要となる。

このため、疎通制御機能の開発等ネットワークの輻輳対策について、電気通信の健全な発達等を図る観点から、MVNOとMNOとの間で十分な協議が行われることが求められる。

なお、当該ネットワークの輻輳対策については、MVNO及びMNOのネットワークの円滑な運用及び利用者保護の観点から、MNOは、MVNOに対して必要な情報を提供することが求められる。

また、疎通制御を実施するに当たっては、協議当事者双方にとって合理的と認められる適切な方法・基準に基づいて実施し、MNOにおいて特定の者に対し不当な差別的取扱いが行われないことが求められる（事業法第29条第1項第2号）。

(6) 法制上の解釈に関する相談

総務省においては、法令適用事前確認手続の運用に加え、MVNO事業を実施するに当たって関連法令の解釈に疑義がある場合等については、MVNO及びMNOからの事前の一般的な相談に応じ、提供された具体的な情報を前提とした法令の適用可能性を回答することとしている。

この点、MVNO及びMNO間で協議を行うに当たり、その過程で知り得た

事項について守秘義務を課すことを内容とする契約の締結は、基本的には当事者間の合意に基づくものであり、その有効性は一般の民事規律に委ねられるが、一方当事者が、守秘義務契約の内容として行政に対する相談や問い合わせを行わない旨の条件を付し、これを拒否した相手方との協議を行わず、又は遅延させる行為は、一般に正当性を有するものとは認められず、協議開始（再開）命令の対象となることがある（事業法第35条第1項及び第2項並びに第39条において準用する第38条）。

（7）意見申出制度

MNOとMVNOとの間における卸電気通信役務の提供又は接続に関して、MNO（又はMVNO）の業務の方法に苦情その他意見のあるMVNO（又はMNO）は、総務大臣に対し、理由を記載した文書を提出して意見の申出をすることができる（事業法第172条第1項）。

総務大臣は、提出された意見等を誠実に処理し、処理の結果を申出者に通知する（事業法第172条第2項）。具体的には、「電気通信事業分野における意見申出制度の運用に係るガイドライン」（07年12月）¹⁸に基づき、意見申出書の内容について調査を行い、法令に沿って所要の措置（事業法第29条に基づく業務改善命令等）を講じる。

18 http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2007/pdf/021221_7_bs1.pdf

【参考】

本件勧告の契機となった、日本通信とNTTドコモとの間の接続事案（レイヤー2での接続）については、平成19年11月に委員会答申を踏まえて総務大臣の裁定が行われ、平成20年2月に両社の間で基本合意に至った。その後、平成21年3月に、NTTドコモより総務大臣に接続料を帯域幅課金とする接続約款の届出がなされ、日本通信は、レイヤー2接続によるサービスを開始した。

日本通信とNTTドコモの接続協議

平成18年12月 日本通信（MVNO）とNTTドコモ（MNO）の接続協議を正式に開始。

平成19年 7月 日本通信が総務大臣に対して裁定申請。

平成19年 9月 電気通信事業紛争処理委員会に裁定案を諮問。（⇒同年11月、答申）

平成19年11月 総務大臣裁定

- 日本通信の主張する「エンドエンド料金の設定」及び「帯域幅課金」は妥当。
- 接続料等については細目協議に至っておらず、裁定を行わない（⇒協議を継続）



平成20年 2月 日本通信とNTTドコモとの間で基本合意



平成21年 3月 NTTドコモがMVNOとのレイヤー2接続に必要な接続料等を規定した接続約款を届出

- 接続料・・・10Mbpsのもの 月額約 1,267万円
- 10Mbpsを超える1Mbpsごとに 月額約126万円



平成21年 3月 日本通信がNTTドコモとのレイヤー2接続によりデータ通信サービスを開始

【出典：総務省作成資料より作成】

第2章 「電気通信事業者」相談窓口における相談等

「電気通信事業者」相談窓口において、平成20年度に40件の相談、問い合わせ等を受けた。相談内容ごとの受付件数は、次のとおりであり、接続の可否に関するものが20件と約5割を占めている。

相談窓口における助言を踏まえ事業者間協議が行われ、複数の事案が解決された。

なお、過去の相談件数については、【資料9】のとおり。

相談窓口では、過去に相談があったが未解決のままの事案や地方説明会等における事業者アンケートで、「協議難航中の案件がある」と回答のあった事案について、フォローアップのための照会を行い、必要に応じ助言等を行った。

相 談 内 容	受 付 件 数
① 接続の可否	20件
② 接続に関する費用負担	5件
③ 接続協定の細目	0件
④ 設備の共用	0件
⑤ 卸役務の提供	0件
⑥ 接続に必要な設備の設置・保守	0件
⑦ 接続に必要な土地・建物・工作物の利用	0件
⑧ 接続に必要な情報の提供	0件
⑨ 役務提供に関する業務の委託	0件
⑩ 役務提供のための設備の利用・運用	2件
⑪ 無線局の混信等	1件
⑫ その他	12件
計	40件

(注) 受付件数には、同一案件に係る複数回の相談（電話・メール・来訪等）を含む。

○ 主な相談事例

(ダークファイバの接続拒否に関する相談)

相談者が相手方の中継ダークファイバとの接続を申し込んだところ、その空き芯線がないとして接続を断られた。相談者は、代替手段として、WDM

装置の設置を要望したが、相手方からWDM装置の設置が義務化されていない、貸出しの条件が決まっていないなどを理由として、これも断られたため、相談があった。

(ダークファイバの接続拒否に関する相談)

相談者が相手方の中継ダークファイバとの接続を申し込んだところ、その空き芯線がないとして接続を断られた。一方、相談者が空き芯線がないとして接続を断られた区間について、相手方はサービス提供可能であるとして営業活動を行っていることがわかったため、相談があった。

(債権保全措置に関する相談)

相談者は接続相手から債務の履行の担保として預託金を預け入れるよう求められたが、それまでも相談者は接続料の支払を怠ったことはなく、預託金の預け入れを求められる理由がわからないとして、相談があった。

(接続のための設備の事前確認試験に関する相談)

相談者は技術基準を満たす自前の設備を用いて接続を行おうと相手方に申し入れたが、相手方からは、相手方が独自に行う設備の事前確認試験を実施するよう求められたとして、情報提供があった。

(接続に関し提供した情報を他に流用されたことが疑われたとする相談)

相談者は相手方に接続のための事前調査申込みを行った際にいくつか情報を提供したが、相手方がこれらの情報を使って、相談者の予定していたサービス提供先に対し営業活動を行ったことが疑われたため、相談があった。

(ハウジング建物内の通信回線に関する相談)

相談者は相手方のハウジングサービスを利用するに際し、ハウジング建物内の通信回線については他事業者の通信回線の利用を予定していたが、相手方から、相手方の通信回線を利用する必要があると言われたため、相談があった。

おわりに

最後に、平成20年度の委員会の活動を終えるに当たり、電気通信分野の紛争処理に関して今後留意すべきと考えられる事項について付言する。

- ・平成20年度において、あっせん・仲裁の申請はなかったものの、電気通信事業者や事業者団体へのヒアリングやアンケートにおいて、新たな紛争の可能性があることが確認されており、引き続き委員会の認知度・利便性の向上に努めることが重要である。
- ・平成20年度において、地方説明会の開催や事業者間協議の状況のヒアリング等を総合通信局及び事業者団体と連携して実施したが、このような取組は委員会の周知や事業者が抱えている課題の把握に有効であり、引き続きこれらとの連携を続けるべきである。
- ・「電気通信事業者」相談窓口相談にあった事案の中には、大臣部局において競争ルールの整備・改正を検討している内容に係るものや総務大臣による行政処分や行政指導による紛争解決になじむ事案もある。相談者の了解を得られる事案については、委員会と大臣部局の間で適切に相談事案の情報を共有すべきである。
- ・第Ⅱ部第3章「委員会の所掌事務の拡大の検討」で見たとおり、現在、情報通信審議会等において、委員会の所掌事務の拡大が検討されている。今後、具体的な制度を検討するに当たっては、ニーズを適切に把握するとともに、委員会によるあっせん・仲裁手続の利用促進や紛争解決の実効性確保につながる制度整備についても検討することが望まれる（参考になる制度として【資料10】）。
- ・現在、委員会の行うあっせん手続には、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成16年法律第151号）に定められているような時効の中断や訴訟手続の中止に関する規定（【資料11】）がないが、上記の制度改正を行う場合にはこれらの規定を設けることを併せて検討すべきである。

これらの事項については、平成21年度以降の委員会の活動において、対応を検討していくが、大臣部局の政策展開に際しても留意されることが望まれる。